

長 都 経 第70号

令和8年2月5日

市民クラブ長崎市議団 様

長崎市長 鈴木 史朗



令和8年度政策要求に対する回答について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。かねてより、長崎市政発展のため、御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和7年10月23日付けで御要望がありました「令和8年度 政策要求」について、別紙のとおり回答いたしますので、よろしく願い申し上げます。

# 市民クラブ長崎市議団

令和8年度政策要求  
に対する回答

令和8年2月  
長崎市

# 政策要求一覧（市民クラブ）

	ページ	担当
<b>1. 新しい行政運営</b>		
<p>本市の人口減少は全国でもワーストクラスで、財源は減少傾向にある中、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が高い水準で推移しています。地方創生が進められていくなかにおいて、安定的な財政基盤を構築する必要があります。議会、行政、市民、企業などが力を合わせて推進することが将来の「まちづくり」につながります。こうした点をふまえ、新しい行政運営のまちづくりの視点から、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。</p>		
(1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。	1	財務
(2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。	3	財務
(3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。		
① 行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。 また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。また、新たに作成される過疎地域持続的発展市町村計画については、地域活力のさらなる向上の実現を目指すこと。	4	総務 企政
② マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。	5	総務 情政 市生
(4) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。	7	総務
(5) 業務のデジタル化推進		
① デジタル化の推進にあたっては、個人情報の保護に最大限努めること。	8	情政 総務
② 高齢者に対してデジタルリテラシーの向上を図ること。	9	情政
<b>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</b>		
<p>IT時代の社会において、ますます進む核家族化と地域コミュニティの希薄化のなかで、地域の子どもたちが夢を持ち、個性、自主性、自立性を高め、いろんな体験の中で人間性豊に育っていくことが大切です。著しい人口減少や少子・高齢化が進むなか、安心して子育てができる環境づくり、生きがいと思いやりのある福祉施策の充実をめざして、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。</p>		
(2) 介護サービスの充実並びに介護職員の待遇改善策を講じること。	10	福祉
(3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。	11	市健
(4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。	12	福祉
(5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。	13	福祉
(6) 「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。	14	市生 中央総
(7) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例、及び長崎市長権条例の制定を行うこと。	16	福祉 市生
(8) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。	18	市生
(9) 長崎南北幹線道路整備に伴う各スポーツ施設等の再配置について、平和公園西地区での具体的な実施計画を早期に示すこと。	20	土木
(10) 教育行政について		
① 小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。	21	教委
② 教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。	22	教委
③ 特別支援教育支援員、ICT教育支援等の拡充、及びSSS（スクールサポートスタッフ）の小中学校全校配置を図り、教職員の勤務時間の縮減に努めること。	23	教委
④ 小学校だけでなく中学校についても35人学級を実現すること。	24	教委
⑤ 安心・安全な給食提供のため、今後の学校給食センターについては、所長に権限をもった職員、及び正規雇用の栄養士の職員を配置すること。	25	教委

### 3. 環境と共生するまちづくり

豊かな自然に恵まれた長崎市を次世代に引き継ぐために、環境問題は大変重要です。私たち一人ひとりの行動が地球環境に役立つことを認識し、低炭素社会の構築を目指し、人と自然が共生するまちづくりを進めるため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |  |    |          |
|--|----|----------|
| (1) SDGsの実現に向けた施策の推進   |    |          |
| ① 地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。                             | 26 | 環境       |
| ② 再生可能エネルギーの普及促進を図ること。   | 27 | 環境<br>経産 |
| ③ 市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。 | 28 | 財務<br>環境 |

### 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり

これまで蓄積されてきた、ものづくりの技術や知識を活かした産業、さらには歴史や文化を生かしアジアとの交流も視野に入れた地場産業や観光および農林水産業の振興に努めていき、魅力ある長崎市づくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |  |    |                |
|--|----|----------------|
| (1) 地場企業の育成と商店街の振興<br>中小企業(ものづくり産業など)経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進ときめ細かな経営支援を図っていくこと。  | 29 | 経産             |
| (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造<br>登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、長崎市版DMOの取り組みについては、付加価値を高める商品をつくり、販売促進に取り組み、交流人口の拡大に努めること。                    | 30 | 文観             |
| (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進<br>「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。 | 31 | 文観             |
| (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持  |    |                |
| ① 将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、企業への周知、及び正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。                              | 32 | 経産<br>企政<br>建築 |
| ② 産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。  | 34 | 経産             |
| (5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。   | 35 | 経産             |
| (6) 長崎の豊富な農・水産物を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。   | 36 | 水農<br>経産       |

### 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり

住んでいて良かった、長崎市に住んでみたいと言われるような、安全・快適で魅力あるまちづくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |  |    |                   |
|--|----|-------------------|
| (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり<br>犯罪や交通事故のないまちづくりのため、地域住民と協働し各種団体等との連携を図っていくこと。  | 38 | 市生<br>中央総         |
| (2) 長崎駅周辺の環境整備<br>新たな文化施設や長崎駅周辺整備事業については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。   | 40 | 土木<br>まちづくり<br>市生 |
| (3) ハブアンドスポーク型運行については、長崎市周辺部の市民が快適に乗り継ぎできるよう待ち時間の短縮を図ること。  | 41 | まちづくり             |
| (4) 乗り合いタクシー(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進及び、離島での公共交通機関(高島・伊王島・池島航路を含む)の存続を図ること。 | 42 | まちづくり             |
| (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備   |    |                   |
| ① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。             | 43 | まちづくり<br>中央総      |
| ② 長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。  | 44 | 建築                |
| (6) 有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス、アライグマ)等の強化のため、(仮称)有害鳥獣対策課を新設するとともに、将来を見通した予算計上を図ること。  | 45 | 水農<br>総務          |
| (7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続し、ながさき住みよ家リフォーム補助金、並びに住宅性能向上リフォーム補助金の限度額を令和6年度まで実施していた額に戻し、予算の拡充を図ること。                                    | 47 | 建築                |
| (8) 新火葬場については、候補地選定が最優先となるため、早期に建設場所を決定すること。   | 48 | 市生                |

## 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり

被爆地長崎から世界平和に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |     |   |    |    |
|-----|---|----|----|
| (1) | 世界の国々を経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界に向け、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。 | 49 | 原対 |
| (2) | 被爆地域の是正拡大と広島「黒い雨」地域と同様に被爆体験者を被爆者として認定できるよう、早期解決を図ること。   | 50 | 原対 |
| (3) | 被爆二世については、がん検診を加えること。   | 51 | 原対 |

## 7. 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |     |  |    |          |
|-----|--|----|----------|
| (1) | 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。              | 52 | 市生<br>経産 |
| (2) | ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。 | 53 | 総務       |
| (3) | 児童虐待防止を、早期発見・防止するため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。         | 54 | 子ども      |

## 8. 道路・交通体系の整備

交通渋滞の緩和のための道路・交通体系の整備に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

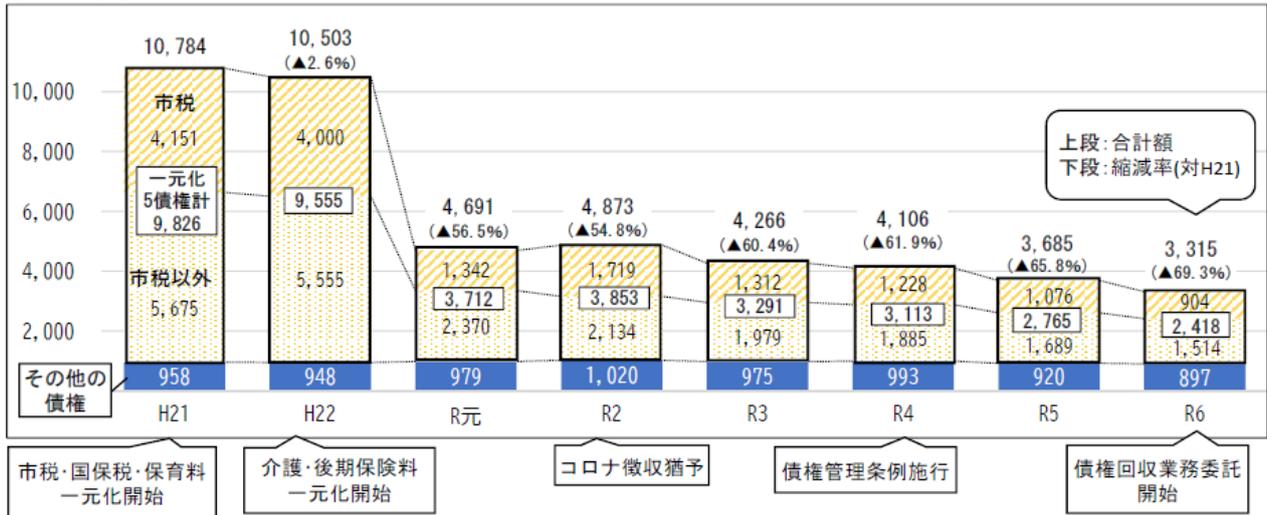
- |     |  |    |           |
|-----|--|----|-----------|
| (1) | 諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。  | 55 | 中央総<br>建築 |
| (2) | トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の適正な活用に努めること。  | 56 | 土木        |
| (3) | 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。   | 57 | 土木        |
| (4) | 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。  | 58 | 土木        |
| (5) | 市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。  | 59 | 土木        |
| (6) | 女神大橋と連結する国道202号の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。<br>また、福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。   | 60 | 土木        |
| (7) | 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号の全線の改良拡幅および長崎外環状線(新戸町ICー江川交差点)の早期完成を図ること。  | 61 | 土木        |
| (8) | 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。  | 62 | 土木        |
| (9) | 市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。<br>①打坂ー百合野線の改良拡幅、②江平ー浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、<br>④片淵ー鳴滝線、⑤川上町ー出雲線、⑥虹ヶ丘町ー西町1号線、⑦相川町ー四杖町1号線、⑧常盤町-大浦元町線、⑨清水町ー白鳥町1号線、⑩立山24号線 | 63 | 土木<br>中央総 |

# 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	財務部	収納課 特別滞納整理室
事 項 1. 新しい行政運営 (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。			
回 答 <p>                     徴収一元化債権（市税・国民健康保険税・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の5債権）に係る未収金については、徴収一元化がスタートした平成21年度以降、預貯金等の差押え、滞納整理に係る進行管理の徹底等の取組みを進め、収入未済額が平成21年度と比較して令和6年度末時点で1/4以下に減少している状況です。                 </p> <p>                     徴収一元化債権における未収金対策の強化に向けた具体的な取組みとしては、督促後も納付が確認できない未収金について引き続き早期の一斉催告や財産調査を行うなど、滞納初期の滞納者への対応を強化し、加えてキャッシュカードのみで口座振替の申込手続きができる口座振替受付機器（ペイジー）を令和7年10月に全地域センターの窓口を導入したことで、徴収率の向上や新たな未収金の発生防止につなげています。                 </p> <p>                     また、各部局が所管するその他の債権（生活保護費返還金・住宅使用料（家賃）・母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金など）に係る未収金については、令和4年4月の長崎市債権管理条例施行後、全庁的な債権管理の適正化を図る取組みを進め、未収金の縮減につながっております。                 </p> <p>                     その他の債権における未収金対策の強化に向けた具体的な取組みとしては、令和6年4月から非強制徴収公債権及び私債権において回収困難な3債権の個別催告や訪問調査等の回収業務を弁護士法人へ委託することで、一定の効果が確認できたことから令和7年4月から委託債権を21債権に拡大し、より効率的かつ効果的な債権管理を進めています。                 </p> <p>                     併せて、徴収一元化債権及びその他の債権に共通した未収金対策の強化に向けた具体的な取組みとしてキャッシュレス納付のなかで、もっとも確実、簡便かつ収納手数料が安価である口座振替を推進するため、令和7年4月から口座振替の原則化を行いました。さらに、これまで税のみが対象となっていたeLTAXを活用した公金収納について、全ての公金に対象を拡大するため、令和9年度から順次対応を行うため、組織横断的な取組みを進めていきます。                 </p> <p>                     今後とも税財源を含む自主財源の確保については、適正かつ公平で、効率的な賦課・徴収に努めていくとともに、適正な債権管理体制を後退させることがないよう、各部局と連携し、部局横断的な取組みを引き続き進めることで、継続して確実に未収金の縮減を図り、自主財源の確保と健全な財政運営に努めていきます。                 </p>			

## 【参考】収入未済額の推移

(単位：100万円)



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	財務部	契約検査課
事 項 1. 新しい行政運営 (2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。			
回 答 建設工事の入札においては、登録事業者の社会貢献への取り組み等を評価する発注者別評価点を加算しています。 障害者雇用の取り組みへの評価として、一定数障害者を雇用している事業者や、障害者就労施設等からの物品等を調達した事業者に対して加算項目を設けています。 また、男女均等待遇の取り組みとして、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に対して加算項目を設けています。 なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図るため、一定数以上の障害者を雇用している市内の事業者について、申請に基づき、「障害者雇用認定事業者」として認定登録し、同事業者への優先発注を実施しています。 特に発注機会の多い業種に登録がある事業者等に、認定登録制度や優先発注について理解を深めていただくための周知を行うなど認定事業者の拡大に努めるとともに、庁内への優先発注に係る啓発や要請に取り組み、優先発注の推進に努めています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部 企画政策部	行政体制整備室 都市経営室
<b>事 項</b> 1. 新しい行政運営 (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ① 行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。 また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。また、新たに作成される過疎地域持続的発展市町村計画については、地域活力のさらなる向上の実現を目指すこと。			
<b>回 答</b> 行政サテライト機能の再編成については、この仕組みをよりよいものにしていくために、市民の皆様のご意見や現場の声を聞き、必要に応じた業務の見直しや組織改正等を行ってきたところです。 今後とも、さらなる住民サービスの向上のため、市民の皆様などの声をお聞きしながら、検証や見直しを続け、サテライト機能再編成の効果が十分に発揮できるよう、随時必要な改善を行ってまいります。 また、旧合併町の今後の地域振興にかかる既存計画の見直しにつきましては、旧合併町のうち6地区が対象となる過疎地域において、現在、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする次期「長崎市過疎地域持続的発展計画」を策定しているところです。 この計画の基本的な方向性につきましては、今年度で開催された「旧合併町活性化対策特別委員会」における議論も踏まえ、今後の人口減少を緩和させるため、地域資源の磨き上げや活用を通じて、個性豊かなまちの実現を目指すこと、また、住民の暮らしやすさに資する生活の基盤づくりに取り組み、安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指すことを挙げております。 本件は、令和8年2月定例会においてご審議いただく予定としておりますが、ご承認いただきましたら、地域ごとに異なる特性、課題等を踏まえ、また地域の多様な主体と連携しながら、この計画に基づく事業に活用できる過疎対策事業債なども活用しつつ、地域活力の向上を図ってまいりたいと考えております。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部  情報政策推進部  市民生活部	行政体制整備室 総務課 D X 推進課 情報統計課 住民情報課
事 項 1. 新しい行政運営 (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ② マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。			
回 答 マイナンバー制度の運用においては、特定個人情報の保護に関する制度的な枠組みと、情報セキュリティ対策の実務的な取り組みの両面から、関係法令等に基づき、厳格な運用を行っております。 特定個人情報保護の制度としては、住民記録、福祉、税等のマイナンバー制度に関連する業務ごとに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。 また、マイナンバーを扱う端末の利用に際して、ユーザーID・パスワードによる認証に加え、生体認証も行う二要素認証とし、セキュリティ対策の強化を図っています。 市民の利便性向上と行政事務の効率化に向けては、マイナンバーを最大限に活用することとしており、手続きに係る添付書類の削減のほか、令和4年度には、国が「特に国民の利便性向上に資する手続」として定めた手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能としたことに加え、県及び県下11市町と共同でマイナンバーカードを本人確認の手段として利用可能な電子申請システムを導入し、令和6年9月からはオンライン決済サービスを提供するなど更なる行政手続きのオンライン化に取り組んでいます。 また、マイナンバーカードの活用では、コンビニエンスストア等での住民票の写しや税証明等の各種証明書発行について、令和3年6月からは交付手数料を減額するとともに、令和5年11月からは長崎市に本籍がある市外在住の方もコンビニエンスストア等で戸籍証明書等が取得できるようサービスを拡充するなど利便性の向上等に努めています。 加えて、国においても令和3年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まり、令和7年3月からは運転免許証との一体化が実施されるなど、カードの利活用シーンの拡大が強力に推進されているところです。 なお、これらを活用するにはマイナンバーカードが必須であり、この間、市民のカードの保有率も増加してきたところではありますが、未だ約2割の方が保有していない状況にあることを踏まえ、カードの取得を希望しているが、窓口への来庁が困難な高齢の方や障害をお持ちの方などの自宅や施設等に直接出向いてカードの申請受付を行う出張申請受付に取り組むなど、今後もさらなる取得促進を図っていきます。			

同制度の運用にあたっては、引き続き個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化の実現に努めてまいります。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(4) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>指定管理者制度については、公の施設の管理運営に、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上等につながることから積極的に導入しているところであります。その運用等について長崎市では「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を定め、より効果的な運用がなされるよう、随時見直しを行っております。</p> <p>これまでも、利用料金収入が指定管理者の当初提案額を超過した場合の取扱いや、自主事業により発生した利益の取扱い、不特定多数の市民や観光客が利用するような施設で、指定管理者のアイデアやノウハウ、投資等により効用が高められるような施設においては、長期間となる指定期間の提案も可能とするなど、広く民間が参入していただけるように制度の見直しを行ってきました。</p> <p>また、特に、指定管理期間を長期に設定した施設では、他の施設と比べ、人件費の上昇や物価高騰などによって受ける影響が特に大きいことから、方針を見直し、他の施設と同様に、令和9年度から概ね5年ごとに再積算を行うこととしました。</p> <p>今後とも、財政状況を見極めながら、社会情勢や他都市の先進事例を調査・研究し、民間の能力やノウハウを十分に活用して、良質な市民サービスを提供することができるような制度となるよう、随時見直しを図ってまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	情報政策推進部  総務部	DX推進課 情報統計課 総務課
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 業務のデジタル化推進 ① デジタル化の推進にあたっては、個人情報保護に最大限努めること。			
回 答 長崎市は、令和3年度に策定した「長崎市DX推進計画」(令和7年3月改訂)に基づき、戦略的かつ計画的に都市及び行政のデジタル化を推進しているところです。 行政のデジタル化においては、様々な行政手続きを24時間、自宅や会社からスマートフォンやパソコンから行えるようにする行政手続きのオンライン化を推進しており、これまで以上に個人情報を電子データとして取り扱うこととなることから、個人情報保護は、ますます重要になると考えています。 このような状況において、令和5年度からは、国において、個人情報保護とデータ流通の両立等を図るために改正された個人情報保護に関する法律(以下「改正法」という。)が施行され、個人情報に関する全国共通のルールが適用されることとなりました。 これに伴い、改正法施行前の旧個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、改正法を施行させるための長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び関係規則等の整備を行い、改正法に対応した個人情報保護制度を再構築したところです。 そのような中、特にデジタル化の推進にあたっては、職員の危機管理意識の向上も含め、セキュリティをしっかりと担保した形で積極的に推進し、市民や事業者など利用者の皆様の個人情報が守られ、安心して利用できる行政サービスの提供に努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	情報政策推進部	D X 推進課
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 業務のデジタル化推進 ② 高齢者に対してデジタルリテラシーの向上を図ること。			
回 答 行政のデジタル化に向け、市民や事業者が、スマートフォンやパソコンなどでの行政手続きが可能となるよう、オンライン化を進めるにあたり、高齢者などこれら機器に不慣れな方でも、デジタル技術を活用できるように取り組んでいく必要があると考えております。 これまでも、携帯ショップ等と連携し、公民館などにおいて、スマートフォンに不慣れな方や高齢者などを対象にスマホ教室を開催していましたが、令和5年度からは、新たにスマートフォンの操作などを教える「スマホサロンサポーター」を養成し、高齢者ふれあいサロンなど、地域の身近な集まりに派遣して、スマートフォンについて気軽に相談ができる「スマホサロン」を開催しています。令和7年度は、みらい長崎コウワークでのイベント時に、「スマホサロンサポーター」によるスマートフォンの相談コーナーの出展を行うなど、この「スマホサロン」の新たな取組みも検討・実施を進めています。 今後ともスマートフォンの操作などを支援する取組みを実施していくとともに、デジタル技術を活用した行政サービスを提供する際には、公共施設でのサポートなど体制面での対策も合わせて検討し、誰もがデジタル化による恩恵を享受できるよう取り組んでいきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	福祉総務課 介護保険課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (2) 介護サービスの充実並びに介護職員の待遇改善策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年中に高齢者人口が、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることを見込まれます。さらに、生産年齢人口が減少していく中で、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。</p> <p>この超高齢社会に対応していくにあたり、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期介護保険事業計画」を令和5年度末に策定し、その中で介護サービスの基盤整備方針を定めています。</p> <p>この第9期計画では、介護サービスの充実について、高齢者の方々が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に基盤整備を行う予定であり、計画期間において、「小規模多機能型居宅介護事業所」3事業所、「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）」3事業所、「特定施設入居者生活介護事業所（介護付きホーム）」100人分及び「地域密着型特別養護老人ホーム」3施設を整備することとしており、令和7年度までに「小規模多機能型居宅介護事業所」1事業所の整備が完了しています。</p> <p>今後も、同計画に基づき公募により整備を進めていきます。</p> <p>次に、介護職員の待遇改善策ですが、これまでも概ね3年ごとの介護報酬改定時において、サービス提供体制の見直しや賃金改善の実施義務がある処遇改善加算などの各種加算の見直しが行われおり、また、現在においても、介護職員等の負担軽減や情報共有の迅速化を図るため、これまで紙でやりとりしていた介護情報を電子で共有する介護情報基盤等の構築が進められているところです。</p> <p>今後、介護サービスの需要が更に高まる一方で、生産年齢人口は減少していくことを見込まれていることから、介護人材の確保や介護現場の生産性を高めるため、ICT等のテクノロジーの導入を推進するとともに、介護職員の事務作業等の負担軽減の推進などを図っていく必要があると考えており、国に対し更なる処遇改善等の措置を継続的に講じるよう、引き続き全国市長会を通じて要望していきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「病院機構」という。）が運営する長崎みなとメディカルセンターは、地域がん診療連携拠点病院としてや、地域脳卒中センターとしての役割を含め、地域の急性期・高度急性期医療において中心的役割を果たしています。</p> <p>また、地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク出産や早産児等の受入れを継続して行うなど、市民が安心できる医療提供体制の充実を図っています。</p> <p>その経営においては、令和5年度の経常損失は約 18 億円、令和6年度においては約 12 億円（減損処理を含めた総損失は約 31 億円）、資金残高についても令和5年5月のピーク時には約 60 億円であったものが、令和7年12月末時点では約 20 億円まで減少しており、厳しい財務状況となっています。</p> <p>また、入院、外来患者数についても、人口減少やコロナ禍を経た医療需要の変化等により、患者数がコロナ禍以前（令和元年度）の水準に戻っていない状況であるため、第4期中期計画（令和6年度から9年度）の期間中に行う予定としていた病院の構造改革（診療規模・診療内容・職員数の適正化）を前倒しして実施することとして、令和7年11月に病院機構において、構造改革の取組み内容を取りまとめた「病院機構 構造改革プラン」が策定されました。</p> <p>同プランを実行していくに当たっては、病院機構第4期中期計画の変更の認可が必要となるため、令和7年11月市議会においてご議決いただいたところです。</p> <p>その際、議会からも構造改革プランに沿った経営改善をしっかりと進めていくよう附帯決議もなされています。</p> <p>今後、構造改革プランに沿って、病院の安定経営ができるよう、各種経営改善策の取組みを行っていくこととしています。</p> <p>また、市民に対するサービスについては、患者への相談対応や、セカンドオピニオンの希望への対応、病気や健康に関する市民向けの講座を開催するなど、サービス向上に努めています。</p> <p>長崎市としても、引き続き病院機構との連携を密にしながら、市民に対して質の高い医療を安定的に提供できるよう、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組みを病院機構へ求めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること			
回 答 高齢者が可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるように、長崎市では高齢者の自立支援・重度化防止に向けて様々な事業を展開し必要な支援を行っています。 介護予防の強化としては、前期高齢者や男性が参加しやすい運動等の場を設けるほか、高齢者等による住民主体の通いの場の立ち上げや活動支援ボランティア養成等に取り組んでおり、介護予防事業で実施した体力測定や生活機能低下リスクに関するアンケート（基本チェックリスト）の分析等を長崎大学に依頼し、多職種と分析結果を共有し課題解決に向けた検討を行っています。 また、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けて、分野ごとの課題を整理しながら、課題解決に向けた取組みを進めていますが、生活支援の分野では、高齢者の在宅での生活を支援していくために、地域住民相互の支え合い活動の推進役として「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な主体が行う地域活動などの社会資源や生活支援ニーズの把握を行いながら、地域に合った取組みへの支援を行っています。 さらに、介護支援専門員の資格を有する職員によるケアプラン点検などの介護給付等費用適正化事業を実施しており、要支援・要介護者が、適切かつ円滑な介護サービスを選択し、利用できるような環境を確保するとともに、利用者の自立支援につながる適正な介護サービスが提供されるよう、介護給付の適正化に取り組んでいます。 引き続き「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進」等を基本方針に掲げ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護保険制度の充実と適正化を図っていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 福祉総務課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。			
回 答 長崎市の高齢化率は令和7年9月末現在で35.0%であり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることにより、令和7年中に高齢者人口のピークとなる見込みです。このような状況において、高齢者が個人の能力を活かしながら生き生きと生活をしている地域をつくっていくためには、社会参加を促進する取組みが必要と考えています。 具体的な取組みとしては、高齢者が主体となって運営する「高齢者ふれあいサロン」をはじめ、地域で趣味活動や社会奉仕活動も併せて行われている概ね60歳以上を対象とした「老人クラブ」の活動費助成を行っています。 特に、長崎市老人クラブ連合会とは毎年市長との懇談会を開催し、ご要望やご意見をお聞きしているほか、令和6年度から40人を超えるクラブについては助成金の会員割の金額を300円から750円に増額しています。 令和7年度は長崎県からの補助金を活用し、会設立60周年にあたって実施されている会員数の増加に向けた事業を支援し、クラブ運営の安定化と活性化を図っています。また、これまでに培われた知識や経験を地域づくりに活かしていただく各種ボランティアの養成や、ボランティア活動を奨励・支援するために、活動回数に応じて年間最大5,000円の交付金等を交付するとともに「地域支援ボランティアポイント制度」も実施しています。 加えて、働くことを希望するシニアの方々に就業機会を提供する「長崎市シルバー人材センター」への支援も行っています。 これからも、引き続き高齢者が生き生きと活躍できるよう、環境整備に努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部  中央総合事務所	地域コミュニティ推進室 自治振興課 総務課 中央地域センター
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。			
回 答 自治会をはじめ地域の各種団体が連携し、地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ連絡協議会は、令和8年1月31日時点で、協議会設立済みの地区が52地区、協議会の設立に向けた準備委員会設立済みの地区が5地区となっており、地域の皆様方のご理解とご協力により、少しずつ地域におけるまちづくりが広がりをみせています。 一方で、まとめ役となる団体や担い手が見つからないなどの理由により、協議会設立の検討に至っていない地区については、具体的な支援の方針を地区ごとに定め、地区の実情に合わせた設立支援を行っているところです。 具体的には、連合自治会などの地域の集まりの場でしくみの必要性について説明を続けるとともに、既設の協議会に御協力いただき、未設立の地区に出向き、「まちづくり実践者派遣講座」を実施し、実際の協議会設立時の取組内容等について理解を深める機会を提供しています。 また、未設立地区の自治会やPTA等の各地域団体の皆さんの理解が深まり、設立に向けて機運が高まるように、積極的に地区ごとの説明会を実施するように努めています。 今後も、地域コミュニティを支えるしくみについて理解を深めていただくために、地域の声に耳を傾け、実情に合わせた支援を行い、更なる機運醸成を図っていきたくと考えています。 また、地域のコミュニティの活性化に向けては、各総合事務所・地域センターのまちづくり支援担当職員等が積極的に地域に入り、地域コミュニティの活性化に向けて、多世代間の交流を促し、地域の活性化や一体感の醸成につながるような地域の取組みの企画及び実施等に対して支援しています。 併せて、地域の各種団体の活動の情報については、SNS等の広報媒体の活用も含め、様々な世代に向けて積極的な発信に努めることにより、地域活動への参画意識の醸成に努めているところです。 今後とも、関係部局が連携し、地域のまちづくりに関する支援を行っていきます。 次に、自治会加入率については、毎年少しずつ低下しており、令和7年4月時点では60.1パーセントとなっております。この要因としては、少子高齢化の進行や単身世帯の			

増加など、社会を取り巻く状況が変化する中、自治会においても、高齢化で自治会業務を担えなくなり退会したり、役員の成り手がいない、自治会加入のメリットが感じられない、自治会の存在や活動内容が知られていないなど、様々な要因が複合的に影響を与えていると考えています。

そのような状況のなか、加入促進と担い手確保の両面から対策が必要であり、まず、加入促進策については、毎年 11 月を自治会加入促進月間として「加入促進キャンペーン」を実施するとともに、令和 7 年度に公益社団法人 長崎県宅地建物取引業協会長崎支部、公益社団法人 全日本不動産協会長崎県本部、長崎市保健環境自治連合会、長崎市の 4 者で締結している自治会への加入促進に関する協定を一部改正し、不動産取引の際に電子データやデジタル技術を積極的に活用して自治会の加入促進を図っています。また、令和 6 年度から、まずは 20 代から 40 代の若い世代の方に、地域を支えている自治会の存在に気付いてもらうため、オリジナルソングにのせて自治会活動を紹介する動画の制作と周知を行うプロモーションを開始し、令和 7 年度には、自治会の存在意義や役割を理解し、活動に参加してみようという動機付けにつなげるため、ストーリー仕立ての動画制作を行い、これまでの啓発活動とは異なる新たな手法による効果的な PR を実施しています。

次に、担い手の確保の取組としては、令和 6 年度から、長崎市内で自治会をはじめとする各種地域団体の支援等に資する地域貢献活動を行う企業や、従業員等が自治会活動等の地域貢献活動に参加しやすくなるように休暇制度を設けた企業等を「ながさき型地域貢献企業等」として認定しており、この制度を通じて、まち全体を地域で支える気運の醸成を図っています。

地域の核となり、身近な暮らしを支えているのは自治会であると認識しておりますので、自治会の必要性について、より多くの方の理解が進むよう保健環境自治連合会などの関係団体と連携を図りながら、持続可能な地域のまちづくりを進めていきたいと考えています。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部 市民生活部	障害福祉課 人権男女共同参画室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり          (7) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例、及び長崎市人権条例の制定を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>障害者が地域で自立して生活するためには、障害福祉サービスや相談支援体制の充実に図ることが重要であり、「長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画」（計画期間：令和6年度～8年度）に基づき、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めています。</p> <p>そのため、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスが円滑に利用できるよう、相談支援の体制強化を図っており、令和7年度からは、委託相談支援事業所を1箇所増やし計6箇所としたところです。また、令和5年2月に設置した、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターにおいては、指定相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、地域移行・地域定着の促進の取り組み、緊急時の支援体制の構築、人材育成の支援を行うなど、相談支援体制の更なる充実に努めています。</p> <p>障害者の社会参加については、令和4年度から、通所や通勤が困難な障害者が、テレワークロボットを活用して、市庁舎の案内業務等に従事する「障害者テレワークロボット就労促進事業」を実施しており、このような取り組みを通して、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。</p> <p>次に、障害者に対する差別解消については、「第五次総合計画」や「第5期障害者基本計画」（計画期間：令和6年度～10年度）において「障害を理由とする差別の解消の推進」や「行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等」、「障害に対する地域理解と支え合いの促進」を方針として掲げており、障害者に対する理解を深めるため、職員研修の実施や障害者アート作品展の実施、障害者の店「はあと屋」の授産製品販売の促進、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発に努めています。</p> <p>また、令和7年度も前年度に引き続き、障害者週間に合わせ、市庁舎での「はあと屋」販売会の実施や、「週刊あじさい」において障害者への支援や配慮の仕方を紹介するなど、障害者への理解を深めるための取り組みを行うこととしています。</p> <p>障害者差別禁止条例につきましては、長崎県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も考慮したうえで、長崎市の特性や実情を踏まえて、市として独自に規定すべき項目があるかなど、障害者団体等のご意見を伺いながら、考え方を整理してまいります。</p>			

次に、人権につきましては、長崎市においては、令和4年度に策定した「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」で、障害者に関する取組みを主要課題とするなど、すべての人が人権を身近な問題であると認識し、様々な人権について理解した上で、日常生活において、人権への配慮が一人ひとりの態度や行動に表れるような人権教育や啓発を推進しているところです。

このような中、長崎県においては、インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっている等の現状を受け、「人権尊重を促す条例」を令和8年度中に制定することを目指し、検討が進められていますので、まずは、長崎県における検討の推移を注視していきたいと考えています。

今後も、国や長崎県の動向を注視しながら、市民一人ひとりの人権意識を高めるための施策の推進に努めてまいります。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課 文化振興課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。			
回 答 各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致については、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、市内各スポーツ施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域の活性化が図られることから、これまでラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京 2020 オリンピック、世界水泳選手権 2023 福岡大会などの世界規模の国際大会の機会を捉え、ナショナルチームなど、レベルの高いトップチームを誘致し「みる・ささえる」スポーツの振興を図ってきました。 今後とも、各競技団体及び長崎県スポーツコミッションと連携した取り組みを実施していきます。 また、競技力向上については、国民スポーツ大会に向けた選手・監督の強化及びジュニアスポーツの競技力向上を図るため、公益財団法人長崎市スポーツ協会を通じて、各競技団体が行う選手の強化事業である「競技力向上対策事業」の経費の一部を補助しています。 その他にも、市民が日常的にスポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保するため、「する・みる・ささえるスポーツの振興」の観点から、市民スポーツ・レクリエーション祭やベイサイドマラソン、小学生以下の子どもを対象としたスポーツ体験教室などを開催するとともに、V・ファーレン長崎や長崎ヴェルカなどのプロスポーツを「みる」機会を提供し、スポーツに関わるきっかけ作りを行うなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいます。 次に、文化・芸術活動の振興については、学校など身近な場所に演奏家やプロの演劇人を派遣する「アウトリーチコンサート」や「演劇アウトリーチ」のほか、親子で楽しめるコンサートや演劇公演、芸術文化体験教室の開催など市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めています。 また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民文化団体や個人の発表の場を創出する市民美術展や Nagasaki まちなか文化祭などを開催するほか、小中学生及び高校生が全国大会等へ出場する際の助成や市民文化団体が行う文化事業への助成等を行っています。 加えて、今年度は、「ながさきピース文化祭 2025（第 40 回国民文化祭、第 25 回全国障害者芸術・文化祭）」が開催され、長崎市においても、オペラや舞踊、伝統文化など、			

様々なイベントの開催や PR 等に取り組み、多くの市民や文化団体が参加し、交流につながっているところです。

今後につきましては、同文化祭による成果や経験、携わった文化関係者との関係性を活かした取組みも検討し、引き続き、文化・芸術活動の振興を図ってまいります。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (9) 長崎南北幹線道路整備に伴う各スポーツ施設等の再配置について、平和公園西地区での具体的な実施計画を早期に示すこと。			
回 答 県事業である長崎南北幹線道路の整備に伴う平和公園スポーツ施設再配置については、「市民総合プールは陸上競技場の場所」へ、「陸上競技場の 400mトラックは中部下水処理場跡」へ、「ソフトボール場は長崎市総合運動公園」へ、「庭球場の一部と弓道場はソフトボール場跡」へ再配置することとしており、令和7年6月に平和公園再整備基本計画を策定しているところです。 スポーツ施設の再配置を実施する際は、利用者の方が各スポーツ施設を継続して利用できるよう進めていく考えを基本としており、例えば、中部下水処理場跡に多目的広場を整備した後にプールの整備を行うことを想定しております。 各場所・各施設の実実施計画は長崎南北幹線道路の整備スケジュールに合わせて今後実施する予定であるため、進捗状況に合わせて適宜、情報を発信するよう努めてまいります。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	適正配置推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p>① 小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、多くの学校で小規模化が進んでいる中、平成 29 年 2 月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保することとしています。この方針に基づいて、地区ごとの具体的な実施計画（案）を作成し、対象となる学校の保護者や地域の皆様と意見交換を重ねながら学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいます。</p> <p>進捗状況としては、平成 29 年度以降、3 つの小学校と 3 つの中学校について、それぞれ隣接校との統合を行っており、令和 8 年 4 月には手熊小が桜が丘小に統合することが決定しています。</p> <p>なお、令和 7 年度は、桜馬場中、片淵中、長崎中の統合及び、大浦中の梅香崎中への統合について保護者及び地域の同意をいただいたところであり、併せて長浦小と形上小の統合など、コロナ禍等の中断で協議が保留となっていた地区についても協議を再開させていただいております。</p> <p>学校は教育の場だけでなく地域コミュニティの核として、防災拠点や地域交流の場等、様々な機能も併せ持っていることから、地域の皆様にとって大切な存在であり、学校を残してほしいという思いがあることも十分に理解した上で、子どもたちの教育環境を整える視点を中心に据えながら、地域の実情にも配慮し、丁寧な説明と十分な協議を行い、理解が得られるように努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校施設課
<p><b>事 項</b></p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">② 教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険個所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。</p> <p>特に、子どもたちの安全安心に直結するような外壁落下防止、工作物や器具等の保全のほか、建物躯体に影響を及ぼす恐れがある雨漏り防止等について、法定点検や日常点検の結果をもとに最優先として迅速な対応に努めているところです。</p> <p>令和2年度には、「長崎市学校施設長寿命化計画」を策定し、各学校の建物躯体の状況に応じて、計画的に長寿命化改良事業及び改築事業を推進することとしています。</p> <p>また、近年、全国的に風水害や台風等による災害が発生している状況の中で、長崎市の学校施設においても防災機能強化の推進が喫緊の課題となっており、計画的な施設整備を進めていくことが必要であると認識しています。</p> <p>これらのことから、児童生徒が安全安心に学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図るとともに、国庫補助事業の更なる拡充を求め国への要望活動を継続的に行う等、予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、令和8年度は、令和7年度に引き続き、小島小学校及び琴海中学校の新校舎等建設工事を行うとともに、新たに西浦上小学校の運動場整備などを実施します。</p> <p>また、改修事業として、畝刈小学校ほか4校の外壁や屋上防水改修のほか、点検等において不備が確認された消防設備等機器の改修等を実施することとしています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学務課 教育研究所
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p>③ 特別支援教育支援員、ICT 教育支援等の拡充、及び SSS（スクールサポートスタッフ）の小中学校全校配置を図り、教職員の勤務時間の縮減に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>特別支援教育支援員につきましては、主に特別支援学級在籍の児童生徒の支援を行うものですが、学校生活における移動や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な場合など、担任一人では対象児童生徒の支援が困難と考えられる場合などに配置しています。</p> <p>支援員の配置については、毎年、就学相談の内容や学校から報告があった児童生徒について、提出された資料をもとに配置が必要かどうかを検討し、令和7年度は、令和6年度から10名増員し、160名を配置しています。令和8年度も、10名増員し、170名の配置を予定しております。</p> <p>ICT教育支援については、令和2年度に4名であったICT支援員を令和3年度は8名に増員、さらに令和4年度からは国の補助金制度を利用して「GIGAスクール運営支援センター」を立ち上げ、支援員を12名に増員し、学校への定期訪問やリクエスト訪問による教職員のサポートを充実させました。この「GIGAスクール運営支援センター」につきましては、令和7年度以降の国の補助金は継続されないこととなっておりますが、日々高度化する教育のICT化に対応するため、令和7年度につきましてもICT支援員による教員のサポートを継続しています。</p> <p>スクールサポートスタッフについては、令和6年度に小・中学校各3校ずつに配置しました。令和7年度は、小学校12校、中学校8校に配置を拡大し、教職員の業務の負担軽減に向けて取り組んでいます。令和8年度は、さらに15人増員する予定であり、今後も配置のさらなる拡充を視野に検討してまいります。</p> <p>これらの取組みを通して、月45時間超過勤務教職員は、令和元年度と令和6年度を比較すると延べ人数で小学校1458人、中学校で1204人が減少しています。また、長崎市及び各学校の取組みにより、教職員の業務改善に対する意識も高まっています。引き続き、教職員の勤務時間の縮減のために、業務の縮減・適正化に努めていきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学務課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 小学校だけでなく中学校についても 35 人学級を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>中学校においては、令和3年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、各教科の学習計画や学習指導法等の改善を図りながら、「確かな学力」の向上に取り組んでいます。</p> <p>その中で、個に応じた指導は学力保障につながるものであり、教師が生徒一人一人に対して目が届きやすく、指導・支援しやすい環境をつくることは大切であると考え、これまでも国に対し、全国都市教育長協議会や中核市教育長会を通して、教職員定数の改善と学級編制基準の緩和等の要望を行ってきました。</p> <p>現在、1学級の人数については、国の基準を基に、県が定めることとなっています。令和3年度に国の基準が改正され、長崎県においては、小学1年生は30人、小学2年生から6年生と中学1年生が35人、中学2年生以上は40人となっており、長崎市においても当該基準に基づく人数となっています。</p> <p>中学校につきましては、令和6年12月に政府内で、令和8年度から公立中学校の1学級あたりの上限人数を現在の40人から35人へ順次引き下げることが、財源確保とあわせて合意されております。</p> <p>長崎市としても、中学校において、一人ひとりにきめ細やかな指導、より効果的な指導を目指した35人学級が実現するように、今後の国の動向を注視し、引き続き要望していきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	総務課 学校給食課 学校給食センター整備室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (10) 教育行政について ⑤ 安心・安全な給食提供のため、今後の学校給食センターについては、所長に権限をもった職員、及び正規雇用の栄養士の職員を配置すること。			
回 答 長崎市では、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設することとしています。 1か所目となる北部学校給食センターについては、令和4年1月12日に給食提供を開始し、PFI事業者ともしっかりと連携を図りながら、安全安心でおいしい給食の提供に努めているところです。 長崎市の組織体制については、業務内容について精査を行い、業務量や困難性、専門性を踏まえながら、配置する職員数や補職者、専門的な資格等を有する職員を配置することとしています。 この観点から、北部学校給食センターについては、現場に係長級の所長、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士の資格を有する会計年度任用職員を配置しており、令和7年度からは健康教育課で担っていた学校給食に関する業務を学校給食課として独立させることで、課長が確実に給食センターを統括し、適宜適切な対応を可能にする体制としております。 令和8年9月に給食提供を開始予定の（仮称）長崎市中南部学校給食センター及び（仮称）長崎市南部学校給食センターについても、それぞれの業務内容等に応じた必要な組織体制を整備します。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部	ゼロカーボンシティ推進室
<b>事 項</b> 3. 環境と共生するまちづくり (1) SDGsの実現に向けた施策の推進 ① 地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。			
<b>回 答</b> 長崎市では、地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向け、長崎広域連携中枢都市圏を構成する長与町及び時津町と、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ長崎」を同時宣言し、2050年に向けた脱炭素なまちづくりを進めています。 令和5年10月には、1市2町で共同して「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【圏域編（区域施策編）】」を新たに策定し、取組みの強化・加速化を図っているところです。 2050年の脱炭素社会の実現に向けては、特に2030年までの取組みが「勝負の10年」と言われていることから、長崎市においても実行計画に定める4つの削減戦略ごとに、戦略をリードする野心的数値目標を掲げ、2030年までに電気自動車の導入拡大や太陽光発電の導入促進等を重点的に推進していくこととしており、令和5年度からは、市民、中小企業者向けの太陽光発電設備及び電気自動車の導入補助金を創設し、即効性のある取組みを積極的に展開しており、令和7年度においても継続して実施しております。 また、令和5年11月には、東山手・南山手地区及び稲佐山から見下ろす夜景を作り出すライトアップ施設群を対象とする脱炭素化計画が、国の「脱炭素先行地域」に県内で初めて選定され、今後、産学官民金が連携し、2030年度までに対象地域の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこととしています。 さらに、令和6年3月には、「ゼロカーボンシティ長崎」実現に向けての取組みを知ってもらうための玄関口として、市民参加型の仕組みやPR動画等を導入したポータルサイトを開設し、これらを通じて、市民・事業者の行動変容を促し、地球温暖化対策の取組みを促進しております。 加えて、市有施設のLED化については、現在、一定規模の公共施設等や学校施設について設計・施工一括方式で集中的に改修を行うこととしており、特に公共施設等129施設については、令和7年度中に事業者を選定し、令和10年度の事業完了を予定しています。 今後も、ゼロカーボンシティの実現に向けて、広く市民及び事業者の方に取組みを浸透させるため、効果的な広報戦略の展開を図り、SDGsの実現に必要な環境・社会・経済の3つの側面のバランスがとれた地域への発展を目指すとともに、持続可能な脱炭素なまちづくりに向け、積極的な施策の推進に努めてまいります。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 経済産業部	ゼロカーボンシティ推進室 新産業推進課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>(1) SDGsの実現に向けた施策の推進</p> <p>② 再生可能エネルギーの普及促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>再生可能エネルギーの普及については、市域における再生可能エネルギーポテンシャル調査の結果を踏まえ取り組んでおりますが、このうち、太陽光発電については、三京メガソーラーにおける発電事業や市民・中小事業者に対する設備導入補助の実施などにより、再生可能エネルギーの導入促進を図っております。</p> <p>また、令和2年2月に設立した株式会社ながさきサステナエナジーにより、東西工場などで発電した再生可能エネルギーを公共施設（令和7年3月時点で162施設）へ電力供給することで、再生可能エネルギーの地産地消にも取り組んでおり、令和5年に国に採択された脱炭素先行地域づくり事業においては、今後、国の交付金を活用して同社が太陽光発電設備を設置し、先行地域対象エリアに再生可能エネルギー電力を供給することとしています。</p> <p>海洋再生可能エネルギー分野については、造船業をはじめとした長崎市における海洋関連製造業の長い歴史を経て培われた高い技術力や経営資源を活かすことができる分野であり、また、洋上風力発電設備は部品数が多く、事業規模も大きくなるため、広く関連産業への経済波及が期待されます。</p> <p>現在、長崎県海域においては、五島市沖で浮体式洋上風力発電の運転が始動し、西海市江島沖や五島南沖でも洋上風力発電事業の計画が進んでいることから、長崎市も、長崎県海洋産業クラスター形成推進協議会など関係機関と連携し、海洋人材育成、サプライチェーン形成などの支援に努めています。</p> <p>再生可能エネルギーの更なる導入促進を図るため、今後とも公共施設等において導入促進を図るとともに、市民、事業者の設備導入や取組みを支援していきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	財務部  環境部	契約検査課 検査指導室 ゼロカーボンシティ推進室 資源循環課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) SDGsの実現に向けた施策の推進 ③ 市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しており、契約図書である現場説明書に、施工条件として再生アスファルトや再生砕石などのリサイクル資材の利用を明示しています。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示するとともに、受注者に提出を求めている工事着工前の再生資源利用及び促進の計画書と、工事完成後に提出される報告書等により、再生資源化の適正な実施とリサイクル製品の活用を確認しています。 次に、物品購入については、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。また、事業所に対しても、事業活動において、さらに環境に配慮した経営を実践してもらうべく、時津町や、長与町とも連携して環境マネジメントシステム(EA21)の普及に向けた取組みも推進しているところです。 併せて、ごみ排出量の削減だけでなく、資源物の再商品化にも繋がるリサイクルの取組みとして、ペットボトルやガラスびん、プラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者を引き渡すとともに、古紙をはじめとしたリサイクルが可能な一般廃棄物の処理を市内事業者へ委託するなど、様々な施策を実施しているところです。 さらには、令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、令和8年4月から順次、長崎市内で、燃やせるごみとして処理しているプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と一括回収し、再商品化することとしております。 今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した取組みに努めるとともに、資源物の再商品化をすすめることで、リサイクルの推進とごみの減量化を図り、循環型社会の構築につなげていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部	産業雇用政策課 新産業推進課 商業振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 中小企業（ものづくり産業など）経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進ときめ細かな経営支援を図っていくこと。			
回 答 市内中小事業者を取り巻く環境は、物価高騰をはじめ、人手不足等により厳しい状況が続いており、売上拡大や収益拡大に向けた新しい取組みを積極的に進めていく必要があります。 そのような中、長崎市では、令和7年度に、チャレンジ企業応援補助金において、製造業など物価高騰により特に事業環境が悪化している業種を対象に、経営基盤の強化に寄与する新製品・新サービス開発をはじめ、事業拡大、DX推進による生産性向上、新事業展開などの市内企業の新たな取組みを支援しています。あわせて、電気代などエネルギー価格の高騰対策として、省エネ設備への更新の取組みなどに支援を行っています。令和8年度においても引き続き支援するとともに、職場環境改善事業費補助金において、市内企業の人材確保と定着支援をすることとしています。 商店街等の振興策としては、商店街等の魅力向上や賑わい創出のため、アーケード等の共同施設の改修を行うハード事業や、地域を巻き込んだイベント等を実施するソフト事業への支援などを行っています。 こうした支援については、商工会議所や商店街等を通じ、多くの中小事業者と意見交換を行うとともに、中小事業者が抱える課題に関する調査により実態把握を行いながら実施しています。 さらに、日頃から専門的な知識や高度な技術を有する民間企業等のOB人材を採用して企業訪問等を実施するとともに、地場企業・誘致企業及び大学等のマッチングを図る企業交流会など様々な機会を通じ、関係機関と連携を図りながら、中小事業者の実情把握に努めています。 また、長崎市が行う中小事業者経営支援の説明会や中小事業者が会員となっている関係団体との会合など様々な機会において、支援制度の周知を行い、利用促進を図っています。 今後も、こうした取組みを通じて、国の有利な財源なども活用しながら、中小事業者の経営支援に努めてまいります。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光交流推進室
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造</p> <p style="padding-left: 40px;">登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、長崎市版DMOの取り組みについては、付加価値を高める商品をつくり、販売促進に取り組み、交流人口の拡大に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市はこれまで二つの世界遺産をはじめとする歴史・文化・景観・自然等を活かしながら、唯一無二の魅力づくりに努めてまいりました。</p> <p>近年では、地域の人々の暮らしに触れ、歴史・文化を深く理解し、地域貢献をしたいという訪問客のニーズが高まっているため、DMOにおいては、民間事業者と連携して、長期滞在モデルプランを企画し、高付加価値コンテンツの造成に取り組んでいるところです。</p> <p>昨年度までに、外海エリアにおいては、6事業者が参画し、潜伏キリシタン文化をテーマとした地元の人々との交流を含む5つのコンテンツを造成するとともに、市内中心部エリアにおいては、15事業者が参画し、歴史や文化、坂の街での暮らしなどを体験できる11コンテンツを造成しました。</p> <p>造成したコンテンツは、本年度より、OTA（インターネット上だけで取引を行う旅行会社）を中心に販売を開始しております。併せて、旅行会社、ランドオペレーターに対し、昨年度より視察ツアーを含むセールス活動を展開しており、その結果、一部はオーストラリアの旅行会社の商品としても販売されています。</p> <p>引き続き、オール長崎での地域資源を活かした魅力づくりを加速するとともに、さらなる販売促進に取り組み、交流人口の拡大に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	世界遺産室 観光交流推進室
<b>事 項</b> 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。			
<b>回 答</b> 長崎市には、平成 27 年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の 8 資産と、平成 30 年に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 3 資産をあわせて 11 の構成資産があります。 世界遺産の構成資産は、将来にわたる万全の保護措置や来訪者に対する受入態勢の整備が必要です。「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のうち、特に劣化の激しい端島炭坑については、平成 29 年 12 月に策定した「史跡高島炭鉱跡整備基本計画」に基づき、優先順位を付けた計画的な保存整備を実施しており、護岸遺構の補強工事を令和 5 年度から実施しています。また、明治期の生産施設遺構である第 3 竪坑捲座の補強工事を令和 6 年度に完了しました。 次に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を有する外海地区においては、世界遺産登録以降、案内板・説明板・世界遺産登録記念銘板の設置及び遊歩道や駐車場の整備等を行っており、令和 6 年度には出津教会堂の正面入口及び駐車場の舗装が完了しました。さらに、民間が主体となる獣害対策や除草作業に対して補助金を交付するのに加え、長崎市の事業として出津教会堂周辺ほかの樹木伐採を行い周辺環境整備に取り組んでいます。 また、観光客の受入施設である道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に 4ヶ国語表記の説明板を設置するとともに、これらの施設に遠藤周作文学館を加えた 3 施設には、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線 LAN 環境を整えています。 これらの事業を実施するための財源については、国指定・選定文化財等は、国・県の文化財保護に関する補助メニューを、多額の経費が必要と考えられる端島炭坑の護岸遺構の整備に関しては、国の社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を活用しています。 また、端島見学施設使用料及びふるさと納税等を原資とする「端島（軍艦島）整備基金」を設置しており、将来にわたる整備事業の安定的な財源を確保していきます。 今後とも、国・県に対し財政的支援を強く求めるとともに、有利な財源及び基金を活用して来訪者の満足度を高め持続的な地域活性化につながるよう、世界遺産の構成資産及び周辺環境の適切な保全・活用事業を進めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部  企画政策部 建築部	産業雇用政策課 新産業推進課 長崎創生推進室 住宅政策室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ① 将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、企業への周知、及び正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。			
回 答 人口減少対策に対し戦略的な取組みをより強力に推進するため「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の3つの重点プロジェクトを掲げ、令和6年2月にアクションプランを策定しています。 この「経済再生」と「少子化対策」を進めていく上では、特に若年者の転出抑制や定住促進はもとより、U・I・Jターンの受入拡大を図ることが必要であると認識していることから、長崎市では若年者を対象とした雇用施策に取り組んでいるところですが、一方で学生や保護者からは、依然として「長崎の企業を知らない」、「長崎の企業に関する情報が少ない」との声が聞かれる状況です。そのため、SNS等を活用し、「地場企業の魅力」や「長崎で暮らす・働く魅力」を発信するほか、長崎創生プロジェクト認定事業である「NAGASAKI KAKKI」において、認定事業者、市内の企業、長崎大学と連携し、「市内学生と企業の交流イベント」や「大学との授業連携による市内企業の魅力発信」を実施するなど、学生と企業の交流の活性化に努めており、令和8年度は、長崎大学に加え、長崎県立大学や長崎総合科学大学、県外では福岡の麻生専門学校等との連携を予定しています。 併せて、学生の働き方に対する価値観や就職活動の在り方が多様化する中、企業においても対応が求められていることから、令和8年度には、これまでの企業向けセミナーを拡充し、「若者の採用・定着」をテーマとした勉強会形式での経営者の意識啓発など地元企業の受入態勢に対して支援を行う予定です。 また、令和7年度からは、地元企業における人材確保の取組みを強化し、若年者等の地元就職・定着を促進する観点から、企業と連携した奨学金返還支援にも取り組んでいます。 次に、若年者の流出防止に向けた雇用機会拡大に資する企業誘致の状況においては、平成25年度から令和6年度までに50社を誘致し、現時点で約3,000人の雇用を創出しています。 企業誘致における正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例における雇用奨励金の交付要件において、その数を重視した基準を定めているところであり、今後も魅力的な雇用の創出に向け、長崎県及び長崎県産業振興財団と連携した企業誘致活動を進めていくとともに、誘致後の採用活動支援を行う中で、立地企業に対して正規雇用の			

拡大を要請していきます。

次に、U・I・Jターンに対する定住支援策については、移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を中心に、長崎県と県内の市町で協働運営している「ながさき移住サポートセンター」を始めとした関係機関と連携し、県外在住のU・I・Jターン希望者からの「仕事」「住まい」に関する相談対応などきめ細やかな支援に取り組んでいます。その結果、令和6年度の移住者数の状況は、令和5年度の528人から18人増加の546人となり、6年連続で増加しています

このような状況の中、さらなる移住者の増加のため、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす取り組みとして、ワーケーションの受入れに取り組むとともに、近年注目されている二地域居住や副業、創業などを検討する人などを対象に「ながさきお試し暮らし応援事業」として、滞在費等の補助金を交付するほか、ホームページで長期滞在に適した宿泊施設など滞在時に必要な情報の発信や移住相談員による地域の企業や人との接点づくりのコーディネートを引き続き行うこととしています。

加えて、長崎市に移住いただいた方が移住後も安心して定住できるよう、移住者同士のつながりを広げることを目的とした移住者交流会を開催するなど、移住後のアフターフォローにも引き続き取り組みます。

住まいに対する取組みとしては、一定の収入がある新規就労者や移住を希望される方の市営住宅の入居要件を緩和した住戸を供給しているほか、戸建住宅では市街化調整区域の住宅団地開発を許容する制度の見直しや開発許可における宅地の面積の最低限度を緩和し、手が届きやすい住宅用地を供給できるよう規制緩和を行うとともに、民間企業等と連携し、新規就労者など若年層向けに、長崎の魅力や、長崎に住むイメージを実感できるようにポータルサイトで情報発信を行ったり、若者・子育て世帯に向けた賃貸住宅の提供やリノベーションによる安価な住宅供給などにも取り組んでまいります。

長崎市は、都心部に賑わいと活力があり、周辺部に豊かな自然があることから、都心部で暮らしながら余暇に豊かな自然を楽しむという暮らしも実現できることが強みです。

また、長崎駅周辺の再開発や長崎スタジアムシティ開業など、100年に一度といわれるまちの変化が進んでおり、多くの雇用が創出されています。

さらに、IT系企業の立地が増え、IT技術者の雇用の場も豊富になり、これらが新たなまちの魅力となって、若年者の定着や移住者の増加につながるチャンスになるものと捉えています。

このような現状を踏まえ、長崎県など関係機関と連携し、企業誘致はもとより、長崎での暮らしの魅力や仕事・企業等に関する情報発信に取り組むとともに、若年者の定住促進とU・I・Jターンの増加、また、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大を図りながら、雇用促進に努めていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経 済 産 業 部	新 産 業 推 進 課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>（4）企業誘致で雇用確保、定住人口の維持</p> <p>② 産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>企業誘致については、令和2年度から6年度にかけて、情報、環境、生命科学分野の企業14社が研究開発拠点の立地を決定し、令和7年度においても、同じく情報、環境、生命科学分野で新たに4社の立地が決定したところです。</p> <p>その要因としては、平成28年度に長崎県立大学に情報セキュリティ学科が、また、令和2年度に長崎大学に情報データ科学部が開設されるなど、情報通信関連分野の人材育成・産学連携に係る環境の整備が進んでいること、さらに、感染症研究などの医療分野で、長崎大学が持つ優れた資源や実績が認められていることなどがあると考えています。</p> <p>そのような環境も背景に、県内の産学官が連携し、半導体分野の振興に向けた「ながさき半導体ネットワーク」や、医療・生命科学分野における「医療・福祉機器等ものづくり検討会」が設立されていることから、長崎市としては、今後とも関係機関のより強固な連携のもとに、関連企業の誘致や、新たな産業の育成を図っていきたいと考えています。</p> <p>あわせて、長崎県及び長崎県産業振興財団と連携し、企業誘致・支援体制の充実を図るなどの環境整備を進めることとしており、こうした取組みを通じて、定住人口の維持・増加に資する魅力的な雇用の創出につなげたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部	産業雇用政策課
<p><b>事 項</b></p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり                  (5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>非正規雇用労働者については、平成6年以降、全国的に緩やかな増加傾向にあり、令和3年経済センサス活動調査によると、長崎市においては、無期雇用者 116,397 人に対して、有期雇用者と臨時雇用者は、合わせて 44,801 人となっていますが、従業者総数に対する有期雇用者及び臨時雇用者の割合は全国が 27.2%であるのに対し、長崎市は 24.8%と全国と比較すると低い傾向にあります。</p> <p>こうした中、平成 30 年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、働き方改革を進めるために、各種法令の改正がなされています。</p> <p>なかでも、非正規雇用労働者に対する待遇改善の取組みとしては、「パートタイム・有期雇用労働法」の改正により、同一企業内における、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇に、不合理な差を設けることが禁止されています。</p> <p>また、非正規雇用労働者は「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになっており、事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明しなければならず、中小企業においても、令和3年4月1日から改正後の同法が適用されています。</p> <p>これらの関係法令については、長崎市ホームページへの掲載や市内事業者へのダイレクトメールにより順次情報発信し、その遵守による労働条件の改善等に向けた周知・啓発を行っています。</p> <p>令和7年度においては、商工関係団体と連携し、市内企業向けセミナーの中で、周知する機会を設け、非正規雇用者を正規雇用者として登用する場合のメリットやその登用制度の導入におけるポイントなどの説明を行ったところです。</p> <p>今後も関係機関と連携し、市内事業者に対する労働条件の改善に向けた周知・啓発を行い、労働者が安心して働くことができる環境の確立と格差是正に努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部  経済産業部	水産農林政策課 水産振興課 農林振興課 商業振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (6) 長崎の豊富な農・水産物を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 農業の振興については、次世代につながる農業を育てるため、関係者と連携を図りながら、農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てていく「産地・担い手」、安心して農業を営める環境づくりを行う「地域・環境」、長崎ならではの農産物の消費を拡大していく「消費・拡大」の3つの視点を柱に取組みを進めています。 具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」の高付加価値化及び「いちご」などの生産高度化に向けた取組みを進めています。 しかしながら、農業用資材や人件費等の生産コストの高騰により、生産者の経営努力だけでは解決できない課題も多くあるため、ICTの活用や基盤整備の推進など、更なる生産コストの縮減や生産性の向上に対する支援に取り組めます。その中で令和7年度から8年度にかけて国の交付金を活用し、AI 評価・選果システムの整備やハウスヒートポンプの導入等について支援を実施します。 また、新規就農者を確保するため、国・市の事業を活用した就農初期における給付金支援などの初期負担の軽減やサポート体制の充実に取り組むとともに、親元就農などの後継者に係る施設整備や小規模基盤整備についても、国の制度の対象とならないものに対して、市独自の支援策を実施しています。 さらに、令和8年度からは、農外からの新規就農者のみならず、農業後継者や定年帰農者など、様々な就農事例の情報発信に取り組むとともに、若い世代が農業や食の体験を通じ農村を訪れてもらうようグリーンツーリズムに関する情報発信を強化してまいります。 次に、水産業の振興については、漁業の担い手対策の充実を図るほか、水産種苗の放流や藻場の保全を中心とした漁場環境の整備に取り組むとともに、赤潮の防除体制の強化やICTを活用したスマート水産業の取組みを進めることにより、持続可能な水産業の実現を目指してまいります。なお、令和7年度から国の交付金を活用し、漁協等が行う設備更新や漁業者等が行う漁具や資材、スマート機器の導入に対する支援を実施し、経営基盤の強化を図っており、令和8年度も引き続き支援を実施する予定としています。 また、水産加工業者などで構成する実行委員会に対して、大消費地における展示商談会に出展経費について支援を行うなど、商談できる機会を引き続き創出してまいります。			

地産地消の推進に関しては、直売所への支援や、実り・恵みの感謝祭での市内産農水産物のPRを行うほか、DMOや宿泊事業者とも連携しながら長崎ならではの食材や食文化の情報発信などの取組みを進め、多くの方に長崎産の農水産物の魅力を知ってもらい、消費につなげていきます。

「長崎の食」のPRについては、特に、豊富で新鮮な「長崎の魚」の魅力を、新たな観光客の誘客につなげるため、「さしみシティ」をキャッチコピーに、「旅ナカ」での情報発信に加え、観光客の消費動向を意識した「旅マエ」「旅アト」でのプロモーションに取り組み、「長崎の魚」の認知度向上・消費拡大に取り組んできました。また、令和7年度は、「長崎の魚」のブランド化を目的に飲食・宿泊・観光・水産業の関係者と連携し、魚をテーマとした観光の目的となり得る新メニュー「ながさき刺しゃぶ」を造成し、市内の飲食店やホテルなどでメニューの提供を開始しています。今後は、経済産業部、文化観光部及び水産農林部で連携し、造成したメニューの効果的なプロモーションを行うことで、さらなる観光消費額の増加につながるよう、取組みを進めていきます。

また、「長崎の魚」や「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、「トラフグ」、「かんぼこ」などの多種多様な特産品については、個々のプロモーションに加え、より観光客の目線に立ち、発信する情報や魅力を分かりやすく集約するとともに、長崎市全体のブランディングとプロモーションのあり方を検討し、あわせて、ふるさと納税返礼品への登録などによる販路開拓にも努めていきたいと考えています。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 中央総合事務所	自治振興課 地域整備 1・2 課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり</p> <p style="padding-left: 2em;">犯罪や交通事故のないまちづくりのため、地域住民と協働し各種団体等との連携を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>本市における犯罪発生件数は、令和3年から増加傾向に転じ、令和6年は1,301件となっています。この増加の主な要因は、ニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の知能犯によるものです。一方、交通事故発生件数は平成25年以降減少傾向にあり、令和6年は806件と前年の860件に比べ54件の減少となっていますが、死者数は令和4年から増加に転じ、令和6年は令和5年と同様12人となっており、特に高齢者が関連する事故が増加している状況です。</p> <p>このような中、長崎県警察においては、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺に関するサイトを設け注意喚起を行っているほか、ニセ電話詐欺被害防止コールセンターの開設を行っており、またSNSなどを通じて結び付き、犯罪を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」への対策を行うプロジェクトチームが設けられています。</p> <p>防犯対策については、長崎県警察、市内警察署、防犯協会等と緊密に連携し、特殊詐欺対策として市公式SNSや防災行政無線を活用した注意喚起を行うとともに、出前講座を開催しておりますが、新たに若年層に対しSNS型の犯罪に遭わない、巻き込まれないための体験型講座を市内の高校で実施を予定しています。また、自主防犯活動団体への活動費助成や防犯カメラ設置費補助を実施し、地域の防犯力向上を支援しています。さらに「よかまち見回りサポーター」制度により約700人の市民が見守り活動に参加しているほか、暴力追放いのちを守る市民集会の開催、更生保護事業への支援、犯罪被害者等支援にも取り組んでいます。</p> <p>人口減少に伴い、安全・安心に関する担い手不足が近隣の長与町、時津町との共通の課題となっており、この課題に対応するため、防犯分野においては、既に長崎市の三重・外海・琴海地区と長与町・時津町を管轄する時津警察署地区の防犯協会に正式に加盟して連携強化を図っており、今後とも行政区域を超えた連携強化に向けた協議を行ってまいります。</p> <p>交通安全対策については、交通安全協会等と連携し、交通安全指導普及員による幼児等への交通安全教室や、交通指導員による登校時の立哨活動を実施しています。季節ごとの交通安全運動期間中には街頭キャンペーンを展開しています。</p> <p>また市内においても、教育委員会、小学校、道路管理者、所轄警察署等の関係機関と連携して通学路の合同点検を行い、必要な対策を進めており、令和3年度の千葉県八街</p>			

市の事故を受け実施した緊急合同点検結果に基づく通学路の安全確保対策については、現時点で完了しているところです。なお、今後も引き続き関係機関と連携し必要な対策を講じていきます。

今後も、これらの取組みを通じて、地域の方々と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりの推進に向け、各種団体等と十分な連携を図ってまいります。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部 市民生活部	土木企画課 長崎駅周辺整備室 文化振興課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (2) 長崎駅周辺の環境整備 新たな文化施設や長崎駅周辺整備事業については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。			
回 答 市中心部では、長崎駅周辺や幸町周辺において官民の大型施設が相次いで整備されたことによる交通の量や流れの変化を踏まえながら、各施設の事業者や交通管理者である長崎県警、幹線道路の管理者である長崎県のほか、交通事業者（バス、路面電車、タクシー）と連携を図りながら交通対策を進めてまいりました。 具体的には、長崎駅では、新長崎駅ビルの開業に伴う対策として立体駐車場の増設や駐車場出入口の追加、付加車線の設置などの対策が、また、幸町の長崎スタジアムシティでは、公共交通の利用促進、来場目的に応じた車両動線や駐車場出入口の設定、付加車線の設置などの敷地内駐車場へのスムーズな入出庫処理などの対策が取られたことにより、交通混雑の抑制などの効果が現れているところです。 そのような中、長崎駅周辺では、東口駅前広場の令和8年度の工事完成に向け工事が進められており、今後、自動車整理場、路線バス乗降場（現在は仮設）が整備されるほか、大黒町側では県営バスターミナルの建替が計画されるなど、これからも交通体系が変化していくこととなります。 また、新たな文化施設を整備予定の市庁舎本館跡地については、長崎駅からまちなかへの結節点に位置し重要な場所であるため、具体的な検討を進める中で、交通体系においても関係者との連携を図る必要があると考えています。 今後も、長崎駅周辺の環境整備にあたっては、完成後の交通状況の変化を注視しつつ、関係者における連携を図りながら状況に応じた対策の検討を進めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（3）ハブアンドスポーク型運行については、長崎市周辺部の市民が快適に乗り継ぎできるよう待ち時間の短縮を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>ハブアンドスポーク型への路線再編により、利用者に新たに生じる乗継負担の軽減は大変重要な要素であると認識していますので、令和6年度にバスロケーションシステムを導入し、併せて乗り継ぎバス停に接近情報などを表示するスマートバス停を設置するなど、乗継環境の改善に努めています。</p> <p>また、バス事業者に乗継時間の短縮について申し入れを行い、バス事業者においても運行遅延状況などを配慮しながら、可能な限りダイヤを調整していただいています。</p> <p>今後も、バス事業者とも連携しながら、乗継環境の向上や乗継時間の短縮に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(4) 乗り合いタクシー（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進及び、離島での公共交通機関（高島・伊王島・池島航路を含む）の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、バス停から一定の距離がある地域を「バス空白地域」と定義し、これまで一定の人口規模や道路条件などを満たす地区において、ワンボックスタイプの車両を使用する乗合タクシーを5地区で導入していますが、運転士不足を背景に路線の維持が難しくなっています。</p> <p>そのため、それらの地区よりも人口規模が小さく需要が少ない地区では、現在の乗合タクシーでの対応が難しいため、公共ライドシェアやボランティア運送など、地域主体の「共助」による移動手段等の活用も必要だと考えています。</p> <p>そのような中、まずは制度の周知・啓発活動を行うため、ボランティア運送等の概要が理解できる出前講座「『ついで』のチカラ」を令和7年度から新設し、これまで4地区で周知を行い、あわせて地域センターでも周知しています。</p> <p>また、離島の公共交通機関は、利用者数の減少や運行経費の増加により、交通事業者へ交付する長崎市の補助金も年々増加していますが、効率的な運行内容等へ見直しを図りながら、今後も引き続き航路や島内の移動手段の確保に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 中央総合事務所	都市計画課 地域整備 1・2 課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（5）斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p>① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、斜面市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るために8地区を選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を進めていますが、道路整備につきましても、多くの家屋移転を伴うことなどから事業が長期化しており、整備効果が現れるのに時間を要しています。</p> <p>しかしながら、斜面地の居住環境改善には、車の通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識しており、既に着手している生活道路については、早期完成に努めるとともに、新規路線については事業着手が難しい状況を踏まえ、より即効性、実現性の高い「車みち整備事業」や「老朽危険空き家対策事業」などを活用し、地域住民への負担を軽減しながら、住環境の向上を図りたいと考えております。</p> <p>「車みち整備事業」については、平成25年度から事業を開始し、令和6年度までに29路線、延長約3,470メートルの整備を行い、事業を進めています。</p> <p>また、「くらしの道整備事業」についても、3路線で工事等を進めています。</p> <p>両事業ともに、通常の道路整備に比べ、短期間で事業費を抑えた整備を行うことができ、整備後は自家用車をはじめ、福祉車両などの車両が通行可能となるほか、消防・救急活動も行いやすくなるなど、生活環境の改善が図られる事業ですので、引き続き、事業効果などの検証を行いながら事業を推進していきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建 築 部	建 築 指 導 課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（5）斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p>② 長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、「長崎市空家等対策計画」を定め、「市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないととも、特定空家等をなくす」という基本理念を掲げ、空家対策を行っています。</p> <p>「特定空家等をなくす」取組みとしては、老朽化が進み、周辺に悪影響を及ぼしている特定空家等の所有者に除却を促し、平成 18 年度から令和 6 年度までに合計 377 戸の特定空家等が除却されています。</p> <p>本来、建物の管理は、所有者が適切に行うことが原則であり、所有者自らが空家の適正管理に努める必要がありますが、所有者の経済的な問題や相続による権利の複雑化、管理意識の希薄化など、様々な問題が重なりあっているととも、所有者の財産に市が関与することが難しい状況もあることから、解決に至らない場合もあります。</p> <p>そのような中、所有者等への文書送付や職員による所有者宅への訪問により、適正管理に関する働きかけや除却補助金などの支援を行いながら、粘り強く指導を行っているところです。</p> <p>特定空家等の中でも、より老朽化し危険な老朽危険空き家については、空家特措法に基づく「助言」「指導」「勧告」といった対応でも改善されず、道路への倒壊など不特定多数の人に危険が及ぶ可能性が高い場合には、「命令」や「代執行」も視野に入れて対応してまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部 総務部	農林振興課 行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり            (6) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アライグマ）等の強化のため、(仮称)有害鳥獣対策課を新設するとともに、将来を見通した予算計上を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>本市の有害鳥獣対策については、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策を基本に、地元の農業者や自治会等と連携した地域ぐるみの取組みを推進しています。</p> <p>まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵について令和6年度は約18kmの設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺的生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しており、令和6年度は約29kmの貸出を行っています。</p> <p>また、ワイヤーメッシュ柵の設置・運搬に係る自治会の負担軽減を図るため、令和3年度から、柵の設置・運搬に係る経費の半額を補助する制度を創設し、令和6年度は3件の自治会に対する支援を行っています。</p> <p>次に、「捕獲対策」については、長崎市有害鳥獣対策協議会及び地域ぐるみの捕獲隊が連携した捕獲に取り組んでおり、令和6年度のイノシシの捕獲頭数は4,637頭に上り、新たに3団体の捕獲隊が設立されています。</p> <p>また、「棲み分け対策」については、委託している有害鳥獣対策の専門業者がイノシシの侵入経路や隠れやすい場所を特定し対策の指導を行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>その結果、イノシシ等による農作物被害は減少傾向にあるものの、市街地周辺への出没や石垣の掘り崩しなどの生活環境被害は高止まりの状況であり、特に、自治会によるワイヤーメッシュ柵の設置に関しては、会員の高齢化等による困難さがあることから更なる負担軽減が課題となっています。</p> <p>このため、令和6年度からメッキ加工を施した錆びにくい柵を導入しており、引き続き貸与していきたいと考えております。</p> <p>また、市街地への被害が広範囲で発生し、単独の自治会によるワイヤーメッシュ柵の設置が困難な地区において、新設市道を活用した市主体による広域防護柵を設置し検証した結果、イノシシ出没が減少する効果が見られたことから、令和7年度には専門業者に委託し、市有地を中心とする市による広域防護柵の設置検討を行ってきており、令和8年度からは、実際の設置に向けて取り組む予定です。</p> <p>なお、有害鳥獣に関する現在の相談対応体制としましては、平成27年度から専門業</p>			

者への委託により「有害鳥獣相談センター」を設置し、被害相談の受付から迅速な現地調査、各種被害対策のコンサルティング及び地域による対策の推進など、一貫して取り組む体制を構築しているところですが、近年の有害鳥獣に関する相談件数の推移やニーズ等も踏まえながら、その時々々の行政課題に対応した組織体制となるよう検討してまいります。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建 築 部	住 宅 政 策 室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続し、ながさき住みよ家リフォーム補助金、並びに住宅性能向上リフォーム補助金の限度額を令和6年度まで実施していた額に戻し、予算の拡充を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図る「ながさき住みよ家リフォーム補助金」及び浴室や便所のバリアフリー化など住宅性能の向上を図る「住宅性能向上リフォーム補助金」は、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的として実施しています。</p> <p>令和7年度のリフォーム補助金については、第2期募集の時点で662件の申請を受け付けています。</p> <p>令和8年度については、これまでの制度を集約し、住宅の性能向上などの居住環境改善や、空き家の活用を促進する支援を行う「快適住まいづくり支援費補助金」として見直す予定です。</p> <p>今後も、実績や市民ニーズを踏まえ、市全体の財政状況や他の施策とのバランスを考慮しながら、適切な検討を行い、住宅の質の向上と市民の居住環境改善のため、効果的な支援に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	新火葬場整備室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり  (8) 新火葬場については、候補地選定が最優先となるため、早期に建設場所を決定すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>建設場所の決定につきましては、新火葬場整備において最優先の課題と認識しており、令和4年9月策定の基本構想に定める6つの視点に沿って、建設場所の検討を進めた結果、これまで長く住民の理解をいただき運営してきた歴史的背景や市内全域からの交通アクセスの良さなどを総合的に判断し、現在地での建替えについて、令和6年10月以降、もみじ谷葬斎場が位置する地元自治会を中心にご説明を行い、ご意見を伺ってまいりました。</p> <p>そのような中、令和7年1月に開催した住民説明会などを通じ、住民の皆様からは、候補地選定の経過、敷地の造成・建物配置、火葬設備の性能、工事車両の運行、周辺の交通問題、そして地域振興策など、多岐にわたるご意見やご要望をいただきました。</p> <p>市としましては、ご意見を真摯に受け止め、令和7年度におきまして、測量調査や交通調査、先進事例の視察など多角的な調査・検討を重ね、その検討内容を地元自治会などにおいて説明を重ねておりますが、住民の皆様とも率直な意見交換をさせていただいており、相互理解を深めているところです。</p> <p>建設場所の決定につきましては、基本構想に定めるとおり周辺住民のご理解が不可欠であり、今後も、丁寧な説明と対話を継続し、合意形成を図れるよう努めてまいります。また、「早期決定」の重要性は十分認識しており、遅くとも火葬件数のピークと見込まれる令和17年度までの供用開始という目標を見据え、住民との合意形成と事業推進のバランスを取りつつ、適切な時期に決定してまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (1) 世界の国々が経験したことの無い原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界に向け、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆から 80 年が経過した今なお、世界各地では紛争が絶えず、再び核兵器が使われるリスクが高まっています。その一方で自らの壮絶な体験を語り、核兵器廃絶を訴え続けた被爆者の平均年齢は 86 歳を超えました。被爆者のいない時代が刻一刻と迫る中、「最後の被爆地」であり続けるために、長崎の果たすべき役割はますます重要になっています。</p> <p>令和 7 年度の国際会議における平和アピール活動としては、ニューヨーク国連本部で開催された「核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議第 3 回準備委員会」に、被爆地長崎を代表して市長が出席し、長崎の平和への思いを強く訴えました。</p> <p>また、8 月に開催した「第 11 回平和首長会議被爆 80 周年記念総会」では、「核兵器のない世界を目指して～地球市民として描く平和な未来～」をテーマに、国内外の都市が集い、今後の連携強化を確認するとともに、会議の総括として、「ナガサキ・アピール」を採択し、核兵器のない世界に向けた決意を表明しました。</p> <p>このほか、被爆の実相を国内外の人々に伝える取組みとしては、平和の担い手となる人材の育成を目的とした「長崎ピースプレナーフォーラム」や、核戦争を医療従事者の立場から防止する活動に取り組む国際組織「核戦争防止国際医師会議（IPPNW）」の世界大会において、被爆者の声を直接届ける機会を提供したところです。</p> <p>加えて、平和の文化の醸成に向けた取組みとしては、11 月に開催した「長崎平和ハーフマラソン」の会場内に平和のメッセージなどを書き込める缶バッジ作成ブースなどを設置したほか、マラソン終了後には、長崎出身の実在の医師がモデルとなり、紛争が続くアフリカで人道支援に取り組む医師の姿が描かれた映画「風に立つライオン」の上映会を赤十字国際委員会（ICRC）との共催により開催し、様々な分野を入口に平和について考え行動する一日としました。</p> <p>次に、令和 8 年度の取組みとしては、NPT 再検討会議と、核兵器禁止条約の発効後初めて開催される再検討会議の場で、市長が平和アピール活動を行う予定です。</p> <p>また、長崎の平和発信の拠点施設である原爆資料館では、被爆者の思いを未来につないでいくために、令和 7 年度までに策定予定の展示更新実施設計に基づき、時代の変化に即した展示内容に更新し、発信力を強化してまいります。</p> <p>今後も、引き続き広島市をはじめ平和首長会議加盟都市や NGO 等平和を希求する全ての人々と連帯しながら、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、力を尽くしてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (2) 被爆地域の是正拡大と広島「黒い雨」地域と同様に被爆体験者を被爆者として認定できるよう、早期解決を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>国が指定した被爆地域は、爆心地から同心円状ではなく、東西に約7km、南北に約12kmのいびつな形となっており、被爆体験者の皆様に大きな不公平感を抱かせる要因となっています。そのため、長崎市では、市議会と一体となって、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を通じて平成27年度以降、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、被爆地域の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>被爆体験者の皆様の願いはあくまでも被爆者として認定されることであることは承知をしています。このため、「当時の長崎でも降雨があったことを証明する資料の探索」について、国立長崎原爆死没者追悼祈念館所蔵の被爆体験記調査やABC（原爆障害調査委員会）が実施したとされる原子爆弾投下後の残留放射線に関する記録の調査等を長崎県・市で国へ要望したところです。</p> <p>残念ながら、被爆体験記の調査結果についての国の評価は「降雨等を客観的事実として捉えることが出来ない」とする厳しい結果となりました。</p> <p>また、米国国立公文書館、米国アカデミー、米国トルーマン大統領図書館、米国テキサス医療センター図書館及び英国国立公文書館の各施設におけるABCの記録調査についての資料は発見されませんでした。今後はオーストラリア公文書館における探索が実施される予定です。</p> <p>今後とも、長崎県と連携を密に図りながら、被爆体験者の救済に向けて、あらゆる機会を通じ、引き続き国に強く働きかけてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (3) 被爆二世については、がん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世への健康診断については、被爆二世が、がん等への健康不安を抱えていることから、健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて、国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっていないことから、引き続き八者協及び原援協などを通じて、国に強く要望してまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 経済産業部	人権男女共同参画室 産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して令和4年に策定した「第3次長崎市男女共同参画計画」において、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・啓発を進めることを掲げ、様々な取組みを行っているところです。</p> <p>令和7年度についても、多様な生き方ができる社会の実現に向け、男女共同参画をより身近なこととして興味を持って行動に移してもらえるよう、男女共同参画推進センターにおいて様々な講座を開催するほか、啓発紙「男女共同参画推進特集号」の発行、長崎市公式LINEなどのSNSを活用した周知・啓発活動などを行っています。</p> <p>また、誰もが意欲と能力に応じて仕事と責任を分担し、活躍できる職場づくりを実践している企業を「男女イキイキ企業」として表彰しており、表彰制度を創設した平成20年度からの表彰事業所数は52事業所に上ります。これまでの表彰事業所の取組みについては、市ホームページ等で広く紹介することで、市民や他の事業所の意識の醸成にも取り組んでいるところですが、関係部局や関係団体との連携を一層進め効果を高めたいと考えています。</p> <p>さらに、女性の就労促進及び活躍推進を図るため、令和6年度から、企業が行う女性専用施設の整備のほか、女性管理職等の育成や、女性活躍のための従業員への啓発に係る経費に対する助成を行っています。併せて、令和7年度は新たに、女性の働きやすい職場環境づくりに関する啓発セミナーや、中学生を対象に地元企業の女性活躍に係る取組み等を知ってもらうとともに男女平等意識を醸成するプログラムを実施しました。令和8年度においても市内企業への助成及びセミナーによる啓発、中学生等への男女平等意識の醸成を継続して行う予定です。</p> <p>一方で、国においては、令和7年度末に期限を迎える「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について、その期限を10年間延長するとともに、女性管理職比率の情報公表を義務化するほか、男女間賃金差異情報公表義務の対象を拡大するなど、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化が図られ、男女間賃金差異の要因把握・分析や、更なる縮小など、女性活躍推進に向けた取組みが進められています。こういった最新の情報については情報発信に努めているところです。</p> <p>今後とも、このような国の動きも勘案しながら、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、市民の関心やニーズを的確に把握し、関係部局や関係団体と連携しながら、更なる意識改革・啓発を推進していきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課 職員研修所
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(2) ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>ハラスメントが生じると、職員の能力が十分発揮されず、市民等からの信頼を失い円滑な業務展開ができないといった影響が生じ、業務遂行のうえでも看過できない支障が生じることとなります。</p> <p>このことを踏まえ、長崎市役所においては、ハラスメントの撲滅に向けて取り組み、ハラスメントを「しない」「させない」「見過ごさない」ことを徹底していくこととし、そのことを市長自らの姿勢として職員全員に認識させるため、令和5年8月に「長崎市役所ハラスメント防止方針」を策定しています。</p> <p>あわせて、庁内リーフレットを作成し、防止方針やハラスメントに関する相談体制などについてあらためて、全職員に周知を行い、全職員に対するハラスメントの意識醸成を図っています。</p> <p>また、ハラスメントに適切に対応できる体制として相談窓口や、苦情相談による解決が困難な事案や防止策等について検討する「ハラスメント対策委員会」を設置するとともに、当事者間の主張に不一致が認められるなど、市内部による対応が困難な事例については、附属機関として設置している、学識経験者で構成する「ハラスメント調査等審議会」で調査審議することとしています。</p> <p>現在、令和6年度に作成した「長崎市人事戦略」に基づき、職場環境整備の施策として、ハラスメント防止対策の充実を図っていくこととしており、カスタマーハラスメント対策についても、外部の相談窓口を設置したところです。</p> <p>また、ハラスメントの発生防止等に関する研修も実施しており、管理監督職及び若手・中堅職員を対象に、時代の変化に合わせた内容を取り上げて実施するとともに、研修後に受講者の理解度を測り、不十分と思われる者には再度、研修を受講させるなどの対応を行うこととしています。</p> <p>今後とも、これらの取組みにより、ハラスメントを防止し、良好な職場環境の整備に努めたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育てサポート課 こどもみらい課
<p><b>事 項</b></p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(3) 児童虐待防止を、早期発見・防止するため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>長崎市では、令和6年度に、児童虐待などの支援が必要なこどもとその家庭等の総合的な対応を行う児童福祉機能と、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う母子保健機能との一体的な組織であるこども家庭センターを設置し、児童虐待防止、早期発見、対応のための体制の充実を図ったところです。</p> <p>児童虐待防止対策について、長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・法律・地域の団体や児童相談所などの34の関係機関と長崎市によって構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」(要保護児童対策地域協議会)を設置し、密接な連携を図りながら情報交換や適切な支援方法の協議等を行っています。</p> <p>具体的には、同協議会の実務者を対象とした会議等では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、学校や保育所等とは定期的に情報共有により顔の見える関係を構築することで、要保護・要支援児童についてためらわず通告できる環境を整えており、関係機関からの通告件数も年々増加しております。その中で、緊急性が高いケースや対応が難しいケースについては、個別ケース会議を開催し、共通認識のもとで役割分担しながら個々のケースに応じた支援を行っており、児童相談所とは人事交流や定例会議の実施を通じて、連携した対応を強化しております。</p> <p>また、困難を抱えるこどもからの様々な悩み・相談を受ける窓口として、令和6年度から「こども相談センター」を設置し、こどもが専門スタッフに直接相談できるようになっており、さらに、小・中・高等学校の児童生徒を対象として、来所による対面の相談、電話相談、メール相談、LINE相談対応しています。また、令和7年8月から小学校14校、中学校5校、高等学校1校の20校のモニター校において、一人一台学習者用端末に「こども相談アプリ」を先行して導入し、こどもの実態やニーズ等を調査・分析し、実態を把握しているところです。令和8年度からは、長崎市内の小中学校へ順次拡大していく計画としており、相談件数の増加に対応するため、臨床心理士(会計年度職員)1名を増員し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>今後とも関係機関と一層の連携強化を図りながら、児童虐待防止や早期発見、対応に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 建築部	地域整備 1・2 課 建築指導課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>生活道路として重要な役割を果たしている市道や多くの住民が利用している里道等については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。</p> <p>生活道路の環境整備にあたっては、自治会等からの要望も踏まえ、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している箇所や、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めています。</p> <p>特に、通学路については、道路管理者、学校関係者、警察等と合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化により、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。</p> <p>令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、新たな視点で緊急合同点検を実施し、この点検結果に基づいた歩道整備や交差点改良、速度抑制のハンプ設置などの通学路における児童等の安全確保に向けた対策は、現時点で完了しているところです。</p> <p>また、通学路に面した倒壊等のおそれがある危険なブロック塀等については、定期的なパトロールを実施し、危険な箇所の把握に努めています。</p> <p>これからも通学路等の安全を確保していくために、既に把握した案件で改善がなされていないものを含め、教育委員会や学校関係者等と連携しながら、危険なブロック塀の所有者等に対して、除却や適正な維持管理を促していきます。</p> <p>今後とも、住民の皆様が、安全・安心な生活ができるよう、また児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、学校、自治会、警察等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、できる限り早急な改善に努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課 土木建設課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(2) トラック・タクシーベイ（浜の町、新大工、長崎駅周辺）の適正な活用に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>トラック・タクシーベイは、利用者の安全・安心や利便性向上のみならず道路交通の円滑化に寄与することから、これまで、道路管理者や交通管理者の協力のもと、公道上に、トラック用として6箇所・19台分、タクシー用として15箇所・54台分を設置しています。</p> <p>また、一定の要件を満たす建築物を新築等する場合、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」により、建築物の規模に応じた荷さばき車両の駐車施設の設置を義務付けています。</p> <p>しかしながら、依然としてトラックやタクシーの路上駐車が見受けられることから、浜町や新大工町、長崎駅周辺など都心部においてトラック・タクシーベイの整備・拡大の必要性は認識しているものの、浜町及び新大工町では、道路幅員や交通量の多さ、埋設物や支障物件の存在などの課題も多く早急な対応は難しい状況です。</p> <p>長崎駅周辺では、土地区画整理事業により西口駅前にタクシー乗降場やタクシープールを整備しており、さらに、東口駅前では西九州新幹線開業にあわせ、タクシー乗降場やタクシープールを暫定的に整備しているところです。</p> <p>市民会館横には令和2年度末に廃止されたパーキングメーター・パーキングチケット跡地の道路空間を活用してトラック・タクシーベイを設置しています。</p> <p>トラック・タクシーベイの適正な活用については、看板を設置し集配車専用であることの注意喚起や交通管理者が違法駐車取締りを行っているところです。</p> <p>今後も、施設の利用状況を把握しながらトラック・タクシーベイの適正な活用について、道路管理者や交通管理者などと協議していきたいと考えています。</p> <p>なお、令和5年1月4日に開庁した市庁舎については、同年5月から市庁舎北側（旧長崎警察署側）の道路にタクシーベイを整備し供用開始しており、また、利便性向上を図るため令和6年度にタクシーベイへの上屋及びスロープを設置しています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<b>事 項</b> 8. 道路・交通体系の整備 (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
<b>回 答</b> 長崎市では、重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図るため、平成14年に「長崎市交通バリアフリー基本構想」を策定し、その後、平成26年に「長崎市バリアフリー基本構想」を策定しています。この中で、長崎駅と浦上駅を含む2つの地区を重点整備地区として定め、道路管理者や交通事業者、公安委員会など関係機関の協力のもと、ハード・ソフト面によるバリアフリー化を推進してきました。 このような中、長崎市のバリアフリー化をより一層推進するため、施設設置管理者、障害者団体等で構成する「長崎市移動等円滑化推進協議会」での審議を経ながら、令和3年11月に「長崎市バリアフリーマスタープラン及び長崎市第2期バリアフリー基本構想」を策定し、令和5年1月には基本構想にて設定した特定事業の具体的な計画を示す「長崎市第2期バリアフリー特定事業計画」の取りまとめを行いました。 また、「長崎市移動円滑化推進協議会」で毎年度、事業の進捗状況の確認や事業促進のため改善した点などの検証を行っています。 今後も、これらの計画に基づき、だれもが安全・安心・快適に過ごせるまちを目指し、引き続き、歩道を含めた各施設のバリアフリー化の推進に努めていくこととしています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<b>事 項</b> 8. 道路・交通体系の整備 (4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。			
<b>回 答</b> NEXCO西日本が管理する長崎バイパスは、高速自動車国道と一体になって機能する全国路線網に含まれており、料金徴収期間は、令和 54 年（2072 年）までの 72 年間となっています。 この長崎バイパスでは、平成 22 年 6 月から約 1 年間、無料化の社会実験が実施されましたが、長崎バイパスの交通量はこの間約 3 割増加するとともに、国道 34 号では約 1 割減少するなど、国道 34 号の渋滞・混雑緩和につながる事が確認された一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などでは朝夕に大きな渋滞が発生するなどの課題も確認されたところです。 長崎市としては、まずは、一般国道などの幹線道路における交通混雑の緩和や道路環境の改善を図るため、現在、取り組まれている馬町交差点の県道昭和馬町線部のバスベイ整備や長崎南北幹線道路などの整備促進に向けて、引き続き国や県などと連携して取り組んでいくとともに、利用者の利便性向上を図るため、NEXCO 西日本などに対し、料金の負担軽減が少しでもなされるようお願いをしまいたいと考えております。 次に、ながさき女神大橋道路は、平成 17 年 12 月に供用開始され、料金徴収期間は令和 17 年（2035 年）までの 30 年間、また、川平有料道路は、昭和 63 年 7 月に供用開始され、料金徴収期間は令和 10 年（2028 年）までの 40 年間となっています。 このうち、川平有料道路については、平成 21 年から ETC 装着車を対象に終日 3 割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられているところです。 この 2 つの道路は、受益者負担の考えに基づき、長崎県において有料道路として整備され、通行料金が維持管理費や建設費（借入金）の償還に充てられているところです。このうち、川平有料道路は未償還金があることから、長崎県は国の有料道路制度の在り方の議論を注視しながら検討を行っていきたいとのことです。長崎市としては、今後もその動向等について情報収集に努めていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<b>事 項</b> 8. 道路・交通体系の整備 (5) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。			
<b>回 答</b> パーク・アンド・ライドは、道路混雑の緩和や公共交通機関の利用促進、二酸化炭素の削減など様々な効果が期待できることから、長崎市では、松山地区の市営平和公園駐車場や市営松山町駐車場、県営野球場駐車場の3箇所において、駐車時間2時間超の駐車料金を1回あたり620円に設定し、パーク・アンド・ライド駐車場として運用しています。また、市営桜町駐車場では、利用者が少ない土日に関り2時間超の駐車料金を1回あたり730円に設定しています。 更なるパーク・アンド・ライドの推進を目的に、国や長崎県、長崎県警、関係市などで構成する「長崎県交通渋滞対策協議会」において、郊外部の商業施設の駐車場を活用した店舗利用型パーク・アンド・ライドの実現可能性を検討するため、時津町の大型商業施設で令和4年の5月から10月まで実施しましたが、申込者がいなかったため取組みを終了し、今後の利用促進に向けた課題や改善点を把握しました。 令和6年10月に開業した長崎スタジアムシティでは、開業後の3試合において、市営松山町駐車場及び市営桜町駐車場をパーク・アンド・ライド駐車場として活用し、スタジアム周辺の来場車両の抑制に努めました。 また、民間テレビ局（NIB）が主体となり、令和7年10月からテレビCMで松山地区の3か所のパーク・アンド・ライド駐車場を案内することで、施設の認知向上とパーク・アンド・ライドの推進を図っています。 今後も引き続き、「長崎県交通渋滞対策協議会」や民間事業者と連携しながら、他のソフト対策の可能性も含めて検討し、引き続きパーク・アンド・ライドの利用促進と効果の発現に努めていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(6) 女神大橋と連結する国道 202 号の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>市中心部の西部に位置する福田地区では、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、ながさき女神大橋や長崎南環状線（田上 I C～新戸町 I C間）の開通などにより国道 202 号の交通量が増加し、また、隣接する小江地区には小江工業団地や砕石業などが立地していることから大型車も多く通行する状況にあります。</p> <p>このように、当該路線は、本市の産業を支える道路として主要な役割を担っているほか、通学や通勤、買い物など市民の日常生活を支える道路の役割を担っていますが、車道の幅員が狭く大型車の離合がしにくい区間や、歩道の幅員が十分に確保されていない区間が残されており、交通環境の改善が喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>そのため、道路管理者である長崎県において、歩道やバスベいの整備が進められており、福田本町工区（福田本町の小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点までの約 770mの区間）においては、早期完成を目指し工事が進められています。また、令和 2 年度に着手した小浦工区（大浦橋付近から中浦バス停付近 450mの区間）においても、現在用地交渉が進められているところです。</p> <p>次に、交通環境の抜本的な改善につながる（仮称）福田バイパスについては、長崎県が令和元年度に実施した交通量調査において、平成 24 年度と比較して交通量にほとんど変化が見られなかったこと、福田地区を通過するだけの交通量は全体の約 3 割であったことなどにより、バイパス整備にかかる多額の費用に比べ利用する交通量があまり期待できないことから、整備は長期的な課題であるとの認識が示されています。</p> <p>このような中、長崎市としては、市や市議会、地元関係者、交通関係者などで構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の「福田バイパス建設促進期成会」とも連携しながら、現道である「国道 202 号の整備推進」と「(仮称)福田バイパスの早期事業化」に向けて、長崎県や国などの関係機関に対し、要望活動を実施しているところです。</p> <p>福田地区の交通環境の改善に向けて、引き続き「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の皆様と連携を図りながら、取り組んでいきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(7) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 I C－江川交差点）の早期完成を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>一般国道 499 号については、現在、道路管理者である長崎県において、平山町から布巻町までの「栄上工区」で拡幅工事が進められています。</p> <p>「栄上工区」は平成 20 年度から事業に着手し、工事延長約 1,300m のうち、これまでに布巻バス停付近と南総合事務所前の約 1,110m が暫定供用されており、現在は、残区間約 200m において工事準備が進められています。令和 6 年度末の進捗率は、事業費ベースで約 9 割となっており、事業者である長崎県からは、早期完成に向けて引き続き整備を進めていくと伺っています。</p> <p>次に、長崎外環状線（新戸町～江川町）については、長崎県において、平成 28 年度に事業化され、平成 30 年度から工事が継続して実施されています。</p> <p>江川交差点付近におけるトンネル工事においては、令和 7 年 12 月末時点で約 1,680m の掘削が進められ、また、橋梁やインターチェンジ部の工事も継続して行われるなど、早期完成に向けて事業が進められているところです。</p> <p>長崎市としましては、南部地区の幹線道路である一般国道 499 号の改良ならびに、同路線のバイパス機能を果たす長崎外環状線について、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会や経済・交通団体、地元の皆様と一体となって、長崎県及び県議会等に対し、引き続き、早期完成の働きかけを行っていくとともに、円滑な事業進捗が図られるよう、長崎県と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (8) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。			
回 答 高規格道路「長崎南北幹線道路」は、西彼杵道路と一体となって長崎市と佐世保市を約1時間で結び、県北と県南地域の交流人口の拡大や、長崎市北部の交通渋滞の緩和、さらには災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や安全・安心に資する非常に重要な路線です。 この道路の事業中区間である茂里町～滑石工区（延長約5.3km）は、令和7年6月3日付で国から事業認可がなされ、現在県において用地確保に向けた物件調査業務が行われるなど整備に向けた取り組みが着実に進められているところです。 県との連携については、茂里町～滑石工区において、県市で綿密な連携を行い事業の円滑な推進を図ることを目的に、令和7年10月23日付で基本協定書を締結しています。 また、国に対しては、これまでも道路沿線の3市2町の首長、議長や、経済、交通、運輸、観光の関係者で構成する、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に要望活動を行ってきており、令和7年度も、8月に県及び県議会に対し、10月に国土交通省九州地方整備局、11月には上京して国土交通省、財務省及び県選出国會議員に対して、事業中区間（茂里町～滑石工区）の整備促進と調査中(事業化前)区間（滑石2丁目～時津町野田郷）の早期事業化について要望したところです。 今後も、事業化に向けて、長崎県や関係者の方々とも連携しながら、また、市議会からのお力添えをいただきながら、国等の関係機関へ積極的な働きかけを行っていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部  中央総合事務所	土木建設課 土木企画課 地域整備 1・2 課
<b>事 項</b> 8. 道路・交通体系の整備 (9) 市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。 ① 打坂－百合野線の改良拡幅、② 江平－浜平線とその接道改良、③ 戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④ 片淵－鳴滝線、⑤ 川上町－出雲線、⑥ 虹ヶ丘町－西町1号線、⑦ 相川町－四杖町1号線、⑧ 常盤町－大浦元町線、⑨ 清水町－白鳥町1号線、⑩ 立山24号線			
<b>回 答</b> ① 国道206号打坂交差点から長与町百合野団地に抜ける打坂－百合野線（市道滑石2号線）は、特に入り口部分の幅員が狭く、交通渋滞や交通事故の危険性が高い状況であることから早急な整備が必要であると認識しています。令和5年度には、国道から道幅が狭い60m区間について、歩道設置も含めた道路拡幅整備の詳細な測量調査設計を行っており、現在、拡幅に必要な用地の補償算定等の調査を行っているところです。今後、地域の皆様や警察等の関係機関と協議を行うとともに、引き続き、拡幅に必要な用地の地権者へご協力をお願いしながら、この区間の道路拡幅整備に向けて取り組んでいきます。			
② 江平浜平線は、現在、江平側と浜平側の両側から工事を進めています。江平側では既に一部区間の供用を開始しており、浜平側においても一部供用開始を目指して暫定整備区間の工事を進めているところです。今後は、一部未買収箇所の用地交渉を行うとともに、工事の進捗に努めていきます。			
③ 市道戸町新小が倉線は、道路幅員が4m程度と狭く、バス路線であることから、信号制御による片側交互通行となっている状況です。 また、児童の通学においては、本道路状況を踏まえて、迂回ルートとなっていることから、本市としても道路改良の必要性は認識しており、令和4年度に道路改良の検討に必要な概略設計を行ったところです。 概略設計では歩行者の安全性や円滑な交通の確保を目的として歩道の有無も含めた道路幅員3案でのルート線形を比較検討していますが、既存橋梁の拡幅や一部区間での大型ブロック積擁壁、並行する都市下水路でのボックスカルバートなどの整備が必要となります。また、道路の両側に家屋が連なっており、用地にかかる協力が必要不可欠であることから、その整備には多額の費用と期間を要すると考えています。 一方で、長崎市では現在、多くの路線の整備を行っており、可能な限り早期に供用して効果が発現できるよう、まずは事業中の路線について選択と集中の観点から、優先順位をつけて整備を進めていくこととしているところです。			

- ④ 中川鳴滝3号線は、国道34号側の1工区においては、令和6年度から2車線相当の通行が可能となっております。また、令和5年度からは3工区の片淵中学校側の工事に着手しており、引き続き用地買収を進め工事の進捗に努めていきます。
- ⑤ 川上町出雲線は、延長576mのうち約500mの区間で部分的な拡幅工事を実施しており、このうち約340mについては道路全幅の拡幅が完了しています。今後は、交通の支障をきたしている起点側の残り区間の道路拡幅と、未整備区間の歩道整備を進めていきます。
- ⑤ 虹が丘町西町1号線は、西町側から順次工事を進めており、延長1,950mのうち約1,200mが暫定整備済みで、現在、橋梁上部工事に着手しております。今後は、大規模なトンネル工事となることから、事業費の確保に努め、工事の進捗を図っていきたいと考えています。
- ⑥ 相川町四杖町1号線ほか4線は、平成27年3月に国道202号から旧式見高校入口までの520mの供用を開始しています。現在は、地すべりの対策工事および四杖町9号線の道路改良工事を進めているところです。  
今後も、一部未買収箇所の用地交渉を進めるとともに、工事の進捗に努めていきます。
- ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、拡幅工事が完了してない約200mの区間については、国土調査法に基づいて実施されている地籍調査においても境界が定まらない土地が存在するなど、長期に渡り工事に着手できず未完成となっております。なお、土地の境界が確定した箇所については、用地取得に向けて地権者と具体的な交渉を進めているところです。
- ⑨ 清水町白鳥町1号線では、清水町側において、道路の歩道整備を一部実施しています。今後は、清水町側の用地取得に集中的に取り組み、新設区間の早期供用に努めていきます。
- ⑩ 立山24号線については、立山3丁目（市道西山目覚線）のバス通り側から工事を進めておりましたが、用地交渉が難航したことにより、令和5年度から立山3丁目の長崎歴史文化博物館側より工事を進めております。今後も、工事の進捗に努めていきます。